平成 23 年 9 月 30 日

別紙１－１

「広告等に関する指針」改訂方針

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
第 1 部 **法令諸規則の概要** －	**第 1 部　規則の概要** 規　則　の　概　要
Ⅰ．広告等の定義等 金融商品取引法（以下「金商法」という。）における広告又は広告類似行為は次のように定義されている。 **「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為（※１）をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（※２）を表示しなければならない。」【金商法第 37 条】** **（※１）「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」【金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 72 条】** (1)　広　告 次に掲げる行為が広告に該当する。 ①　テレビＣＭ ②　ラジオＣＭ ③　ポスターを貼る方法 ④　新聞に掲載する方法 ⑤　雑誌に掲載する方法 ⑥　インターネット・ホームページに掲載する方法 注）上記①～③については、後段の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が必要である。 (2)　広告類似行為	**Ⅰ．広告等の定義** 広告等とは、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）をいう。 (1)「広告等」の定義は、一般的に考えられている「広告」に比べ範囲が広いので留意する必要がある。 例えば、上記の定義に当てはまるものであれば、次に掲げるものであっても「広告等」に該当する。 ①　インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの ②　一の顧客を対象とするもの ③　他社が作成したもの (2) 広告等を行う場合の媒体として考えられる主なものは、次のとおりである。 ①　チラシ、パンフレット、ＤＭ等の印刷物 ②　自社又は他社が作成する刊行物 ③　ホームページ上の表示 ④　ファクシミリ、電子メール等を利用した送信 ⑤　ポスター、看板、懸垂幕等の掲出物 ⑥　新聞、雑誌等の刊行物 ⑦　テレビ、ラジオ等によるコマーシャル等 ⑧　映画、スライド、ビデオ、ＤＶＤ又は電光ニュース ⑨　宣伝用頒布品 (3) 自社の営業所以外の場所に備置、貼付する場合にも、上記の定義に当てはまるものであれば「広告等」に該当する。 (4) 口頭による表示は「広告等」には該当しないが、口頭により誘引を行う場合にも、証取法その他の法令及び諸規則を遵守して適正に行う必要がある。 (5)「広告等」に該当するもの又は該当しないものの具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の

次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為が広告類似行為に該当する。 ①　郵便 ②　信書便 ③　ファクシミリ装置を用いて送信する方法 ④　電子メールを送信する方法 ⑤　ビラ又はパンフレットを配布する方法 ⑥　その他 ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。　【金商業等府令第 72 条各号】 イ．法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法 ロ．個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法 ハ．次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（いわゆる「ノベルティ・グッズ」。ｂから ｄ までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） ａ．次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称 ⅰ．金融商品取引契約又はその種類 ⅱ．有価証券又はその種類 ⅲ．出資対象事業又はその種類 ⅳ．ⅰ～ⅲまでに掲げる事項に準ずる事項 ｂ．金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称 ｃ．元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。） ｄ．契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨 **(※２)　「広告等における表示事項」** 広告等（広告及び広告類似行為）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ①　金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名　【金商法 37 条第 1 項第 1 号】 ②　金融商品取引業者等である旨及び金融商品取引業者等の登録番号　【金商法第 37 条第 1 項第 2 号】 ③　金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの　【金商法第 37 条第 1 項第 3 号】 イ．金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項　【金	必要性について」のとおりである。

融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条第 1 項第 1 号】 ・手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（有価証券の価格又は保証金等の額を除く。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（金融商品取引契約に係る有価証券の価格、デリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要 ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由　【金商業等府令第 74 条第 1 項】 ・投資信託若しくは外国投資信託に表示されるべき権利若しくは組合契約若しくは外国組合契約に掲げる権利の取得に係るものであって、当該投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、手数料等には、出資対象投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含む。　等　【金商業等府令第 74 条第 2～4 項】 ロ．金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金　【施行令第 16 条第 1 項第 2 号】（内閣府令はなし。） ハ．顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額（取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額）が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項　【施行令第 16 条第 1 項第 3 号】 ・当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨 ・当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由） ニ．顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項【施行令第 16 条第 1 項第 4 号】（リスク文言） ・当該指標 ・当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由 ホ．ニの損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項　【施行令第 16 条第 1 項第 5 号】 ・指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの ・上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由 ヘ．店頭デリバティブ取引について、業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨　【施行令第 16 条第 1 項第 6 号】 ト．金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実　【施行令第 16 条第 1 項第 7 号、金商業等府令第 76 条第 1 号】 チ．業者等が協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称　【施行令第 16 条第 1 項第 7 号、金商業等府令第 76 条第 2 号】	

○　広告等には該当するがその特性が勘案されるもの

　広告等の行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法（※３）によりする場合には、次に掲げるものを表示することで足りる。　【施行令第 16 条第 2 項】

①　金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

②　金融商品取引業者等である旨及び登録番号

③　顧客が行う取引行為について、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨）　【施行令第 16 条第 2 項第 1 号】

④　契約締結前交付書面（又は目論見書）の内容を十分に読むべき旨　【施行令第 16 条第 2 項第 2 号、金商業等府令第 77 条第 2 項、金商業等府令 72 条第 3 号ニ】

（※３）　一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法

①　次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法　【金商業等府令第 77 条第 1 項第 1 号】（いわゆる、テレビＣＭ又はラジオＣＭ）

イ．有線テレビジョン放送事業者

ロ．有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ．電気通信役務利用放送の業務を行う者

②　金融商品取引業者等又は金融商品取引業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は上記①に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法　【金商業等府令第 77 条第 1 項第 2 号】（いわゆるテレビＣＭ又はラジオＣＭの内容をインターネット・ホームページに掲載したもの）

③　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの　【金商業等府令第 77 条第 1 項第 3 号】（看板、壁面に貼り付けたポスター（ビラとして配布する等の方法に用いる場合を除く。）、電光掲示板等）

○　広告等の表示方法

　金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、上記※２における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。　【金商業等府令第 73 条第 1 項】

　また、上記※２　③ニ及びホに掲げる事項については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最

も大きなものと著しく異ならない大きさで表示すること。　【金商業等府令第 73 条第 2 項】

○　誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について、広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等、次の事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。　【金商法第 37 条第 2 項】

①　金融商品取引契約の解除に関する事項　【金商業等府令第 78 条第 1 号】
②　金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項　【金商業等府令第 78 条第 2 号】
③　金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項　【金商業等府令第 78 条第 3 号】
④　金融商品取引契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 4 号】
⑤　金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 5 号】
⑥　金融商品取引業者等の業の実績に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 6 号】
⑦　金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 7 号】
⑧　抵当証券等の売買その他の取引の場合は、次の事項　【金商業等府令等第 78 条第 8 号】
・抵当証券等に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性又は保証に関する事項
・金融商品取引業者等に対する推薦に関する事項
・利息に関する事項
・抵当証券等に記載された抵当権の目的に関する事項
⑨　投資顧問契約の広告等にあっては、助言の内容及び方法に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 9 号】
⑩　投資一任契約の広告等にあっては、投資判断の内容及び方法に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 10 号】
⑪　匿名組合契約（競走用馬関係）の募集又は私募の広告等にあっては、競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項　【金商業等府令等第 78 条第 11 号】

○　特定投資家に対する取扱い

特定投資家に対する広告等については、金商法第 37 条の適用はない。　【金商法第 45 条第 1 号】

Ⅱ．金融商品取引法におけるその他規制の概要

○　目論見書以外のその他資料

有価証券の募集又は売出しのために目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。　【金商法第 13 条第 5 項】

○　その他留意事項（法令概要）

①　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為をしてはならない。　【金商法第 38 条第 1 号】

②　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。　【金商法第 38 条第 2 号】

③　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、当該信用格付を付与した者が金商法上の登録を受けていないものである旨及び当該登録の意義等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。　【金商法第 38 条第 3 号】

④　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為をしてはならない。　【金商法第 38 条第 7 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号】

⑤　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為をしてはならない。（公正な価格（市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項）の形成を損なうおそれがあるもの）　【金商法第 38 条第 7 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 17 号】

※　上記金融商品取引業者等に対する禁止行為のほか、一般的な禁止事項として、金商法第 168 条（虚偽の相場の公示等の禁止）、同第 169 条（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）、同第 170 条（有利買付け等の表示の禁止）、同第 171 条（一定の配当等の表示の禁止）があることにも留意が必要。

Ⅲ．内部審査の必要性【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 5 条第 1 項】

広告等を行おうとするときは、広告審査担当者の事前の審査が必要である。
ただし、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示、及び特別会員が行う登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示で委託会員（当該特別会員に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った会員）の広告審査担当者の

Ⅱ．内部審査の必要性

広告等を行おうとするときは、広告審査担当者の事前の審査が必要である。
ただし、一部の広告等、適格機関投資家（「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象とする広告等、及び特別会員が行う証券仲介業務に係る広告等で委託会員（当該特別会員に証券仲介業務の委託を行った会員）の広告審査担当者の審査が行われたものについては、審査を省略することができる。

審査が行われたものを除く。	
(1) 協会規則第 5 条第 1 項により、広告審査を求めていない広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」第 4 条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。また、自社の社内規則等により審査が義務付けられている場合には、当該社内規則等に従う必要がある。	(1) 審査を省略できる広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第 7 号) 第 4 条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。
(削る)	(2) 審査を省略できる広告等に該当する場合であっても、自社の社内規則等により審査が義務付けられている場合には、当該社内規則等に従う必要がある。
(2) 特定投資家向けに作成され審査が行われていない広告等を、特定投資家以外の者に対し広告審査担当者の審査なく使用した場合には規則違反となる。(単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報提供の場合は、広告等に該当しない。)	(3) 適格機関投資家等向けに作成され審査が行われていない広告等を、適格機関投資家等以外の者に対し広告審査担当者の審査なく使用した場合には規則違反となる。
(削る)	(4) 審査を省略できる広告等の具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」のとおりである。
Ⅳ. 内部審査体制【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 5 条第 2 項～第 5 項】	**Ⅲ. 内部審査体制**
協会員は、広告等の審査を行う者として「広告審査担当者」を任命しなければならない。 この「広告審査担当者」は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 ＜会員＞ ① 内部管理統括責任者 ② 会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）の合格者 ③ 会員内部管理責任者資格試験の合格者 ④ その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者（※） ＜特別会員＞ ① 内部管理統括責任者 ② 会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）の合格者 ③ 会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ④ その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者（※） ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の審査にあっては、次のいずれかに該当する者で、かつ、上記各協会員の①～③のいずれかに該当する者に限る。 ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者 ② 本協会が指定する方法による社内研修を受講し、その結果を本協会に報告している者	協会員は、広告等の審査を行う者として「広告審査担当者」を任命しなければならない。 この「広告審査担当者」は、会員においては、原則として、会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。 また、特別会員においては、原則として、会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの)、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。

③ 登録を受けている外務員のうち、本協会規則に規定する社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者で、その報告をした協会員に所属している者 (1) 広告審査担当者は、自社の組織体制、業務内容等に鑑み、各社において任命する。また、複数の者を広告審査担当者に任命することができる。 (上記囲み書きに移動) (2) 任命した広告審査担当者を本協会に届け出る必要はない。 (削る) (3) 広告審査担当者が自ら作成した広告等を審査する場合にも、下記の「Ⅴ. 審査基準」及び「Ⅵ. 広告等の保管」に沿って適正に審査・管理が行われるよう体制を整備する必要がある。 ※ 平成 16 年 3 月 30 日付 日本証券業協会員通知「広告規則（公正慣習規則第 7 条）第 5 条第 2 項第 4 号に規定する広告審査担当者として本協会が認める者の取扱いについて」参照	(1) 広告審査担当者は、自社の組織体制、業務内容等に鑑み、各社において任命する。また、複数の者を広告審査担当者に任命することができる。 (2) 会員（特別会員）営業責任者資格試験又は会員（特別会員）内部管理責任者資格試験の合格者でなくとも、内部管理統括責任者、又は本協会が認めた者であれば、広告審査担当者に任命することができる。 (3) 任命した広告審査担当者を本協会に届け出る必要はない。 (4) 広告審査担当者が審査を行う広告等の範囲は、各社において定めるものとする。 (5) 広告審査担当者が自ら作成した広告等を審査する場合にも、下記の「Ⅳ. 審査基準」及び「Ⅴ. 広告等の保管」に沿って適正に審査・管理が行われるよう体制を整備する必要がある。
Ⅴ. 審査基準【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 4 条】 広告審査担当者は、広告等の審査に当たっては、当該広告等が、次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。 1 取引の信義則に反するもの 2 協会員としての品位を損なうもの 3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの (1) 自社が作成する広告等については、「第 2 部 広告等の作成に係る留意事項」を考慮し、上記の審査基準に照らして問題がないか否かについて審査することとなる。 (2) 債券の条件一覧のように予め表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ない。（いわゆる雛形の審査で足りる。） (3) 他社が作成する資料を自社の広告等として使用する場合は、通常、内容については修正することができないので、上記の審査基準に照らして、当該資料を自社の広告等として使用できるか否かについて審査し、自社の商号、名称又は氏名、金融商品取引業者等である旨、登録番号、及び自社が加入している当該協会の名称等金商法上の必要記載事項が記載される手段（別様の書面に記載し、顧客へ一体として提供する方法等）を講じた上で審査を実施する。	**Ⅳ. 審査基準** 広告審査担当者は、広告等の審査に当たっては、当該広告等が、次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。 1 取引の信義則に反するもの 2 協会員としての品位を損なうもの 3 証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの (1) 自社が作成する広告等については、「第 2 部 広告等の作成に係る留意事項」を考慮し、上記の審査基準に照らして問題がないか否かについて審査することとなる。 (2) 債券の条件一覧のように予め表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ない。（いわゆる雛形の審査で足りる。） (3) 他社が作成する資料については、通常、修正することができないので、上記の審査基準に照らして、当該資料を自社の広告等として使用できるか否かについて審査することとなる。

Ⅵ. 広告等の保管【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 6 条】

広告等を行ったときは、社内規則等に定めるところにより、当該広告等の審査に関する記録を保管する必要がある。

・保管の期間及び方法等については、各社において定めるものとする。

Ⅶ. アナリスト・レポートの取扱いについて【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 9 条】

アナリスト・レポートについては、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の定めるところにより取り扱う必要がある。

・アナリスト・レポートの要約、抜粋については、アナリスト・レポートに該当しないことから、「広告等及び景品類の提供に関する規則」及びこの指針に基づき審査等を行う必要がある。

＜参考＞

広告等の該当性について

広告等規制において、規制の対象となるのは、金融商品取引業者等が「その行う金融商品取引業の内容について」行う広告等（「広告」と「広告類似行為」）である。（特定投資家に対する行為を除く。）

よって、広告等規制の対象となるか否かについては、次の観点が主なポイントとなる。

① 「広告」又は「広告類似行為」であるか否か

② 「金融商品取引業の内容」であるか否か

③ 法令等により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か

1．「広告」又は「広告類似行為」であるか否かの該当性

・一般的に「広告」とは、随時又は継続してある事項を広く（宣伝の意味を含めて）一般に知らせることをいうと考えられ、例えば、次の行為は、「広告」であると考えられる。

① テレビやラジオの CM

② ポスターを貼る方法

③ 新聞や雑誌に掲載する方法

④ インターネット HP に掲載する方法

・また、「広告類似行為」とは、次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為である。

① 郵便

② 信書便

Ⅴ. 広告等の保管

広告等を行ったときは、社内規則等に定めるところにより、当該広告等の審査に関する記録を保管する必要がある。

・保管の期間及び方法等については、各社において定めるものとする。

Ⅵ. アナリスト・レポートの取扱いについて

アナリスト・レポートについては、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）の定めるところにより取り扱う必要がある。

・アナリスト・レポートの要約、抜粋については、アナリスト・レポートに該当しないことから、「広告等及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第 7 号）及びこの指針に基づき審査等を行う必要がある。

＜参考＞

広告等の該当性及び審査の必要性について

顧客に対し交付・提示する表示については、まず、「広告等に該当するもの」と「広告等に該当しないもの」に分類される。

また、広告等に該当するものについては、「審査が必要なもの」と「審査を省略することができるもの」に分類される。

各分類に該当する資料の具体例等は、以下のとおりである。

1．広告等に該当し、審査が必要な表示

種　類	考　え　方	具　体　例
個別商品の案内	有価証券等の個別商品の内容が表示された資料（商品案内等）は広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。	・店頭掲示のチラシ・ポスターによる商品案内 ・ホームページによる商品案内 ・電子メールによる商品案内 ・電光掲示板による商品案内 ・自筆で作成する手紙による商品案内 ・一の顧客に対する商品案内 ・官公庁・団体等が作成した商品説明資料

③　ファクシミリ装置を用いて送信する方法
④　電子メールを送信する方法
⑤　ビラ又はパンフレットを配布する方法
⑥　その他

・なお、「単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供」は、当該行為が個別の販売、勧誘行為と考えられることから、「広告等」に該当しないものと考えられる。

２．「金融商品取引業の内容」であるか否かの該当性

・「金融商品取引業の内容」とは、金商法第２条第８項各号に掲げる行為に係る業務の内容であり、例えば、次に掲げる内容が表示されていれば、一般的には、当該商品等を勧誘する手段として当該表示がなされたものと考えられることから、「金融商品取引業の内容」に該当するものと考えられる。

①　金融商品取引業に関する商品名（株式の銘柄名や投資信託の名称等）
②　商品の種類（株式、債券、投資信託等（特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱い業務の紹介にとどまるものを除く。））
③　取引手段やサービスの名称
④　金融商品取引業者等が取り扱う商品・サービスの一覧
⑤　金融商品の仕組みが紹介されたもの
⑥　金融商品取引の仕組み・スキーム、メリット・デメリットが表示されたもの

・なお、次に掲げる内容の表示にとどまるものは、「金融商品取引業の内容」には、該当しないと考えられる。

①　「税制に関する案内」や「法令・制度に関する案内」にとどまるもの
②　「支店の移転等」の連絡にとどまるもの
③　「営業時間」や「営業案内」を表示するにとどまるもの
④　商品の商品概要や詳細等の表示を伴っていない単なるキャッチコピー的なもの（例えば、「株式・国債・公社債・投資信託」、「投資信託は○○証券まで」や「個人向け国債は△△証券まで」という文言のみ表示されたもの）

３．法令により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か

・法令により、次に掲げるものは広告等に該当しない。【金商業等府令第 72 条】

①　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法（法定公告、会社公告、目論見書、外国証券情報、投資信託の運用報告書等）
②　個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
③　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（例えば、メモ帳、ボールペンや貯金箱等のいわゆるノベルティ・グッズ等）を提供する方法
イ．次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称
ⅰ．金融商品取引契約又はその種類

		・他社が作成した商品説明資料 ・開示適用除外証券に関する説明資料 ・私募債に関する説明資料 ・投資信託等の販売用資料
有価証券の性格、有価証券投資の手法等に関する案内	具体的な商品名の表示がなくとも、有価証券の性格、有価証券投資の手法又はメリットが表示された資料は広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。	・ETF、上場不動産投資証券の仕組みの説明資料 ・オプション、有価証券デリバティブに関する取引の仕組みの説明資料 ・外債投資の手法、メリット、リスク等の説明資料 ・セミナーにおいて使用する取引手法等の説明資料、スライド（他社の役職員が講師である場合を除く。）
その他	右記のような表示も広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。	・アナリスト・レポートの要約・抜粋 ・審査済みの広告等に商品説明を書き加えたもの ・顧客に提示のみを行い、回収する予定の商品説明資料 ・顧客からの要請に基づき交付する商品説明資料

２．広告等に該当するが、審査を省略することができる表示

種　　類	具　体　例
営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内の表示	・営業所の新規開店の案内 ・営業時間の案内 ・取扱商品（株式、国債、ＥＴＦ、上場不動産投資証券 等）の商品名のみの一覧
いわゆるマクロ経済レポート、業界レポート等の経済全般又は業種全般の実績、評価又は将来動向の表示	・経済全般の分析及び将来動向に関する資料

ⅱ．有価証券又はその種類
ⅲ．出資対象事業又はその種類
ⅳ．ⅰ～ⅲまでに掲げる事項に準ずる事項
ロ．金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
ハ．元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）
ニ．契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨

注１）　③の景品その他の物品は、上記ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。
注２）　③の方法にあっては、当該景品その他の物品に表示されていない事項がある場合であっても、当該景品その他の物品と併せて、表示されていない事項が表示されている他の資料又は物品とを一体のものとして提供する方法でも良いとされている。ただし、イ～ニの事項のみの表示であることに留意が必要がある。

・また、特定投資家に対する広告等は、広告等規制の適用から除かれている。

有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国証券市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の価格、価値又は気配の表示	・有価証券の終値、気配値の一覧 ・株価チャート ・債券の利回りの表示
有価証券市場又は外国有価証券市場の相場状況の表示（事実の表示に限る。）	・前日の出来高の表示 ・当日の相場動向の表示（事実の表示に限る。） (注)相場状況以外の事項が表示されているものを除く。

３．広告等に該当しない表示

次の表示は、有価証券の売買その他の取引等を誘引していると考えられないことから、広告等には該当しない。

・従業員等の求人広告
・引受業務、投資銀行業務に係る発行体等への提案資料
・ＩＲ活動、会社説明会等に係る発行体等への提案資料
・アナリストの取材依頼のために、発行体等へ提示・交付する資料
・注文内容又は取引内容の確認のため顧客に提示・交付する資料
・金融商品販売法に基づく重要事項の説明書
・証券業以外の業務（証取法第 34 条第 2 項又は第 4 項に規定する業務）に係る資料

４．その他

・他社が作成した広告等を金融商品取引業者等が使用する場合についても広告等に該当するものと考えられる。
①　投資信託委託会社が作成する投資信託のポスターを貼る行為やリーフレットを配布する行為
②　財務省や地方公共団体が作成する個人向け国債や地方債のポスターを貼る行為やリーフレットを配布する行為

・その他、金融庁のパブリック・コメントや「金融商品取引法の疑問に答えます」により、次に掲げる行為についても、一般的には、「広告等」には、該当しないものと考えられる。
①　プレス・リリース資料を報道機関のみに配布する行為
②　新聞・雑誌（経済誌、マネー雑誌、四季報等）等そのものを提供する行為
③　個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細等の記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく、情報提供する行為

４．その他

次の表示は、その使用方法等により広告等に該当する場合と該当しない場合があるので留意する必要がある。

種　　類	考　え　方
報道機関向けの資料	報道機関のみに配布する場合には広告等には該当しない。ただし、同じ資料を顧客に交付する場合であって、取引を誘引する手段として交付するときは、広告等に該当する。
顧客からの質問に対する回答	顧客からの質問について、その質問の範囲内（個別の商品内容の質問を受けている場合において、当該内容を回答することを含む。）において、口頭、書面、電子メール等により回答することは広告等に該当しない。

例えば、この条件を満たした次の行為 ・　セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為 ・　資料請求用紙（はがき）やアンケートを送付する行為 ・　ディスクロージャー誌やアニュアルレポートを配付する行為 ・　決算内容を説明することを目的に、ＩＲ資料等を提供する行為 　等 ※　一般的に「取扱商品一覧の案内」は、「個別商品の取引を誘引する目的ではない」とまでは、言えないことに留意する必要がある。 ①　顧客に対し、個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細等の記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるものなど） 例えば、この条件を満たした次の行為 ・　株価（チャート）や投資信託の基準価格等を提供する行為 ・　投資信託協会における「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 18 条に規定する委託会社が作成する適時開示資料（運用レポート）を提供する行為 ・　経済・為替等のレポートを提供する行為 ・　顧客が保有する有価証券等に重要な事象（上場廃止、合併、償還、株式分割その他コーポレート・アクション等）が生じ、プレス・リリース資料や当該事象を通知する文書を提供する行為 ・　客観的事実のみが記載された統計資料を提供する行為　など ※　セミナーの案内については、広告等に該当するしないにかかわらず、金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む。）を行う場合には、「金融商品取引を誘引する目的がある旨」の表示を明確に表示する必要があると考えられる。		
	顧客資産の分析に係る資料	顧客資産の分析のみであれば広告等に該当しないが、当該分析を基に有価証券の売買その他の取引を誘引する表示を行う場合には広告等に該当する。
	法令・諸規則に規定する資料（目論見書、証取法第 50 条に基づくディスクロージャー誌、投信法第 33 条に基づく運用報告書、外国証券内容説明書、取引所の規則に基づいて開示された上場会社のプレスリリース資料など）	法令・諸規則に規定する資料については、当該法令・諸規則に定められた目的で交付する場合には広告等に該当しない。ただし、投信法第 33 条に基づく運用報告書をこれから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合など、当該法令・諸規則に定められた目的以外で取引を誘引する手段として交付する場合には広告等に該当する。
	投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート	当該投資信託を所有している受益者に交付する場合には広告等に該当しないが、これから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合には広告等に該当する。
	新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事（記事の現物及びコピー）	新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事を顧客に交付しようとする場合には、原則として当該報道機関等（著作権者）の事前の許諾が必要となる。なお、当該記事に商品案内等を書き足し、取引を誘引する手段として交付する場合には広告等に該当する。
	税制に関する案内、各種制度変更に係る案内、セミナー等の案内、有価証券取引に関するアンケート	税制、各種制度変更、セミナーの案内又は有価証券取引に関するアンケートのみであれば広告等に該当しない。ただし、これらの案内又はアンケートに加え、有価証券の売買その他の取引等を誘引する内容がある場合には広告等に該当する。
	ＩＲ資料（製品又はサービス等の案内を除く。）	発行体からの依頼により、当該発行体の株式、債券等の所有者である顧客に、当該発行体が作成したＩＲ資料を交付する場合（例えば、営業所内の明確に区分されたＩＲコーナーなどに当該資料を備置又は貼付しておき、来店した顧

	客が自由に持ち帰る又は閲覧させることを含む。）には広告等に該当しない。ただし、そのような依頼がなく、有価証券の売買その他の取引等を誘引する目的で使用する場合には広告等に該当する。
口座開設の通知又はお礼状	特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないものは、広告等に該当しない。
添書又は電子メールの本文	特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないものは、広告等に該当しない。また、審査済みの広告等を添付するための時候の挨拶や「○○の資料をお送りします。御検討ください。」等を記載した添書又は電子メールの本文も、広告等に該当しない。

第２部

広告等の作成に係る留意事項

Ⅰ．全　　般

１．表示に関する基本事項

広告等の表示を行うに当たっては、「第１部法令諸規則の概要　Ⅰ．広告等の定義等」に記載された要件を満たさなければならない。また、表示においては、次の事項及び以下の２．～１４．の事項に留意しなければならない。

広告等の表示を行うときは、次に掲げる事項に留意する必要がある。

①　金商法に規定される表示事項について、明瞭かつ正確に表示しているか。

②　顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。

③　金商法に規定される表示事項について、広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。

④　金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれのある旨・その理由等、リスクに関する事項が広告等の表示における文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。

⑤　契約の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示としていないか。

⑥　広告等を画面上に表示して行う場合に、金商法に規定される表示すべき事項の全てを判読するため

第２部

広告等の作成に係る留意事項

Ⅰ．全　　般

（　新設　）

に必要な表示時間が確保されているか。 ※　特に、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用することや、リスク及び費用に関する事項について、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮することにより、明確かつ分かりやすい表示を行うことに努めることにも留意する。	
２．誇大広告等に関する留意事項 広告等の表示を行うときは、誇大広告等とならないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある。 ①　有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益が得られるように誤解させ、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。 ②　利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていると誤解させるような表示をしていないか。 ③　申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、それらが限定されていると誤解させるような表示をしていないか。 ④　登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者等を推奨し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。 ⑤　不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。 ⑥　社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。	（　新設　）
３．募集・売出しに関する事項 (1) 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止 金商法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しに係る勧誘については、外国証券売出しや政令で定める場合等を除き、発行者が当該募集又は売出しについて有価証券届出書を内閣総理大臣に提出した後でなければ、投資勧誘及びこれに類似する行為は一切これを行ってはならないこととされている。 ○　有価証券届出制度の適用除外証券 次に掲げる有価証券については、金商法第 3 条又は同条に基づく政令指定により、金商法第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用が除外されている。 ①　国債 ②　地方債 ③　特別の法律により法人の発行する債券（金融債等） ④　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（日銀出資証券等） ⑤　貸付信託の受益証券 ⑥　政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券（政府保証債） ⑦　金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機	**１．募集・売出しに関する事項** (1) 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止 証取法第４条第１項の規定に基づき、同法第２章「企業内容等の開示」の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しに係る勧誘については、原則として発行者が当該募集又は売出しについて有価証券届出書を内閣総理大臣に提出した後でなければ、投資勧誘及びこれに類似する行為は一切これを行ってはならないこととされている。 ○　有価証券届出制度の適用除外証券 次に掲げる有価証券については、証取法第３条又は同条に基づく政令指定により、証取法第２章「企業内容等の開示」の規定の適用が除外されている。 ①　国債 ②　地方債 ③　特別の法律により法人の発行する債券（金融債等） ④　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（日銀出資証券等） ⑤　貸付信託の受益証券 ⑥　政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券（政府保証債）

関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているもの（国際復興開発銀行債券、アジア開発銀行債券、米州開発銀行債券及びアフリカ開発銀行債券等）	⑦　証取法第２条第 1 項第９号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているもの（国際復興開発銀行債券、アジア開発銀行債券、米州開発銀行債券及びアフリカ開発銀行債券等）
(2) 顧客に交付する資料等 ①　目論見書の交付 協会員は、有価証券届出書提出後、有価証券の発行者が作成する目論見書又は仮目論見書を使用して募集又は売出しに係る勧誘が可能となる。また、募集又は売出しの方法により投資者に対し有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することとされている。なお、目論見書の使用は「法令に基づき作成された書類を配布する方法」に該当するため広告等には該当しない。【金商業等府令第 72 条第 1 号】	(2) 顧客に交付する資料等 ①　目論見書の交付 協会員は、有価証券届出書提出後、有価証券の発行者が作成する目論見書又は仮目論見書を使用して募集又は売出しに係る勧誘が可能となる。また、募集又は売出しの方法により投資者に対し有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することとされている。
②　外国証券情報の提供 協会員は、外国証券売出し（金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの。以下同じ。）を行う場合には、あらかじめ又は同時に外国証券情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定するもの。以下同じ。）を提供又は公表しなければならないものとされている。なお、外国証券情報の提供又は公表は「法令に基づき作成された書類を配布する方法」に該当するため、仮に当該外国証券情報を提供又は公表して勧誘した結果として行われた当該外国証券の売付けが外国証券売出しとならなかった場合（委託取引等）であっても広告等には該当しない。【金商業等府令第 72 条第 1 号】	（　新設　）
③　販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の作成・交付 平成 16 年 12 月の証取法改正により、目論見書制度が見直され、目論見書の記載内容を省略・要約した「要約目論見書」や投資者に目論見書の交付場所等を知らせるためのいわゆる「墓石広告」は、目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（販売用資料）として整理され、当該資料を使用する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないとされている。【金商法第 13 条第 5 項】 なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の定義等及び作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。	②　販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の作成・交付 平成１６年１２月の証取法改正により、目論見書制度が見直され、目論見書の記載内容を省略・要約した「要約目論見書」や投資者に目論見書の交付場所等を知らせるためのいわゆる「墓石広告」は、目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（販売用資料）として整理され、当該資料を使用する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないとされている。（法 13 条第 5 項） なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の定義等及び作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。
販売用資料（目論見書以外のその他の資料） イ．定　義 金商法第 13 条第 5 項の規定に基づき作成・使用される資料をいう。 ロ．法的な位置付け等 金商法第 13 条第 5 項の規定により、何人も、募集・売出しにおいて、法定目論見書（届出目論見書・届出仮目論見書をいう。以下同じ。）以外の文書、図画、音声その他の資料について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものであれば作成・使用することが可能とされている。 なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、目論見書の交付前においても使用する	**販売用資料（目論見書以外のその他の資料）** イ．定　義 証取法第１３条第５項の規定に基づき作成・使用される資料をいう。 ロ．法的な位置付け等 証取法第１３条第５項の規定により、何人も、募集・売出しにおいて、法定目論見書（届出目論見書・届出仮目論見書をいう。以下同じ。）以外の文書、図画、音声その他の資料について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものであれば作成・使用することが可能とされている。

ことができる。 ハ．広告等の該当性 販売用資料を用いて、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為は、「広告等」に該当する。	なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、目論見書の交付前においても使用することができる。 ハ．広告等の該当性 販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、本指針における「広告等」に該当する。
販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないため、当該表示の全体を総合的に評価し、例えば、以下の点に照らし、投資者保護に欠けることがないよう判断する必要がある。 ①　当該文書又は表示の内容が目論見書の内容と矛盾する場合 ②　当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が目論見書の内容と矛盾する場合 ③　当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が明確に示されていない、又はその前提が非現実的である場合 ④　当該文書又は表示の内容が恣意的に歪められている場合 ⑤　当該文書又は表示の内容に至る過程が恣意的に歪められている場合 ⑥　当該文書又は表示の内容に重要な事項を記載していない（都合のよい部分のみ強調されている）場合　等	上記、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないので、当該表示の全体を総合的に評価し、例えば、以下の点に照らし、投資者保護に欠けることがないよう判断する必要がある。 ①　当該文書又は表示の内容が目論見書の内容と矛盾する場合 ②　当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が目論見書の内容と矛盾する場合 ③　当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が明確に示されていない、又はその前提が非現実的である場合 ④　当該文書又は表示の内容が恣意的に歪められている場合 ⑤　当該文書又は表示の内容に至る過程が恣意的に歪められている場合 ⑥　当該文書又は表示の内容に重要な事項を記載していない（都合のよい部分のみ強調されている）場合　等
個別の勧誘に際して提供される販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の特質によりこれらに該当するか否かを個別具体的に判断することとなるが、上記①～⑥のいずれかに該当する場合には虚偽又は誤解を生じさせる表示に該当すると判断される。	個別の勧誘に際して提供される販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の特質によりこれらに該当するか否かを個別具体的に判断することとなるが、上記①～⑥のいずれかに該当する場合には虚偽又は誤解を生じさせる表示に該当すると判断されます。
※表示に関する基本事項 広告等の表示を行うに当たっては、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。 特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。	**２．表示に関する基本事項** 広告等の表示を行うに当たっては、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。 特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。
４．金融商品販売法に基づく重要事項の表示 広告等において、金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融商品販売法及び同施行令のほか、協会作成の金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドラインを参考に行うものとする。	**３．金融商品販売法に基づく重要事項の表示** 広告等において、金融商品販売法に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融商品販売法及び同施行令のほか、協会作成の金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドラインを参考に行うものとする。
５．税に関する表示 (1) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税方法について表示することが望ましい。 (2) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税、相続税、贈与税等を	**４．税に関する表示** (1) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税方法について表示することが望ましい。

免れることを示唆する、又はそれと誤認されるおそれのある表示は行わない。	(2) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税、相続税、贈与税等を免れることを示唆する、又はそれと誤認されるおそれのある表示は行わない。
6．消費税法における総額表示義務 消費税法が改正され、平成 16 年 4 月以降、広告等において商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格）を表示することとなった。 (1) 総額表示の例 10,500 円 10,500 円　（税込） 10,500 円　（税抜 10,000 円） 10,500 円　（うち税 500 円） 10,500 円　（税抜 10,000 円、税 500 円） 10,000 円　（税込 10,500 円） （注）「税抜価格」をことさら強調することにより投資者に誤認を与える表示とならないよう留意すること (2) 総額表示が義務付けられている単価・手数料率の表示の例 総額表示義務には、商品やサービスの単価、手数料率を表示する場合など最終的な取引価格そのものは表示されていないものの、事実上、価格を表示していることに等しい表示（株式の委託手数料、投資信託の信託報酬等）についても対象に含まれる。 【株式売買委託手数料率】 （改正前）取引 1 回当たり 5000 円　→　（改正後）取引 1 回当たり 5,250 円 （改正前）売買価格の 1.00%　→　（改正後）売買価格の 1.05%	**5．消費税法における総額表示義務** 消費税法が改正され、平成 16 年 4 月以降、広告等において商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格）を表示することとなった。 (1) 総額表示の例 10,500 円 10,500 円　（税込） 10,500 円　（税抜 10,000 円） 10,500 円　（うち税 500 円） 10,500 円　（税抜 10,000 円、税 500 円） 10,000 円　（税込 10,500 円） （注）「税抜価格」をことさら強調することにより投資者に誤認を与える表示とならないよう留意すること (2) 総額表示が義務付けられている単価・手数料率の表示の例 総額表示義務には、商品やサービスの単価、手数料率を表示する場合など最終的な取引価格そのものは表示されていないものの、事実上、価格を表示していることに等しい表示（株式の委託手数料、投資信託の信託報酬等）についても対象に含まれる。 【株式売買委託手数料率】 （改正前）取引 1 回当たり 5,000 円　→　（改正後）取引 1 回当たり 5,250 円 （改正前）売買価格の 1.00%　→　（改正後）売買価格の 1.05%
7．キャッチ・コピーの表示 表示の内容に商品概要や詳細などの記述を伴わず、会社名、住所及び連絡先と一緒に「特定口座は○○証券」などという一種のキャッチ・コピー的な文言にとどまる場合は、当該表示が一義的に個別の金融商品を勧誘しているとまではいえないため、当該表示は広告等には該当しないと考えられる。ただし、有価証券の特質の一部を誇張する、又は、運用実績の一部を抽出する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いないよう留意する必要がある。	**6．キャッチ・コピーの表示** 有価証券の特質の一部を誇張する、又は、運用実績の一部を抽出する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いない。
8．記事コピー、類似挿し絵等の表示 (1)　新聞、雑誌記事等の複写（コピー）を無断で転載しない。 （注）　これらの記事等を利用する場合は、著作権法により引用して利用することが認められる場合を除き、著作権者の承諾が必要である。 （参考）著作権法において著作権者の承諾なくして引用が認められるためには、当該引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われ	**7．記事コピー、類似挿し絵等の表示** (1)　新聞、雑誌記事等の複写（コピー）を無断で転載しない。 （注）　これらの記事等を利用する場合は、著作権法により引用して利用することが認められる場合を除き、著作権者の承諾が必要である。 （参考）著作権法において著作権者の承諾なくして引用が認められるためには、当該引用は、公正な慣

るものでなければならない（著作権法第 32 条第 1 項）。そして、同条にいう「引用」に該当するためには、①引用する資料等は既に公表されているものであること、②引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、③カギ括弧などにより「引用部分」が明瞭に区別して認識することができること、④当該引用が著作者人格権を侵害するような態様ではないこと等の各要件も満たす必要があると解釈されている。さらに、同条に基づく著作物の引用にあたっては、出所が明示されていることも必要となり（著作権法第 48 条）、引用された著作物の著作権者の氏名、当該著作物の掲載されている出版物名、出版物中における引用部分の掲載部分（ページ数など）の特定に関する記載が求められるケースもある。	行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない（著作権法第 32 条第 1 項）。そして、同条にいう「引用」に該当するためには、①引用する資料等は既に公表されているものであること、②引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、③カギ括弧などにより「引用部分」が明瞭に区別して認識することができること、④当該引用が著作者人格権を侵害するような態様ではないこと等の各要件も満たす必要があると解釈されている。さらに、同条に基づく著作物の引用にあたっては、出所が明示されていることも必要となり（著作権法第 48 条）、引用された著作物の著作権者の氏名、当該著作物の掲載されている出版物名、出版物中における引用部分の掲載部分（ページ数など）の特定に関する記載が求められるケースもある。
(2)　マンガ、イラスト等についても同様の注意をはらう。	(2)　マンガ、イラスト等についても同様の注意をはらう。
(3)　記事等に個人の写真や当該個人を特定しうる情報が含まれている場合は、肖像権や個人情報保護の観点からの注意が必要である。	（　新設　）
９．統計資料等の転載 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成した統計資料等を自社の刊行物その他の広告等において説明の材料として利用する場合は、その出典を明示して転載することができる。 なお、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の統計資料等については、「８．記事コピー、類似挿し絵等の表示」と同様である。	**８．統計資料等の転載** 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成した統計資料等を自社の刊行物その他の広告等において説明の材料として利用する場合は、その出典を明示して転載することができる。 なお、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の統計資料等については、「７．記事コピー、類似挿し絵等の表示」と同様である。
１０．第三者の意見等 協会員が行う広告等において、第三者が投資についての判断を提供すべき意見を表示している場合であって、当該第三者に対価を支払っているとき、又は支払うべき約束をしているときは、金商法第 169 条の規定に基づき、その旨の表示を併せて行わなければならない。ただし、当該第三者が当該広告料を対価とし「広告」として表示する場合（一見して「広告」であることが明白な場合）には、この限りでない。	**９．第三者の意見等** 協会員が行う広告等において、第三者が投資についての判断を提供すべき意見を表示している場合であって、当該第三者に対価を支払っているとき、又は支払うべき約束をしているときは、証取法第１６９条の規定に基づき、その旨の表示を併せて行わなければならない。ただし、当該第三者が当該広告料を対価とし「広告」として表示する場合（一見して「広告」であることが明白な場合）には、この限りでない。
１１．特定投資家に対する広告等 広告等の相手方が特定投資家に限定される場合には、金商法の広告規制は適用されないことから、協会規則上の広告審査義務はない。ただし、虚偽や重要な事項につき誤解を生じさせる表示となっていないか及び法令・諸規則に違反していないか等に留意が必要である。	**１０．適格機関投資家、上場法人等に対する広告等** 本指針において表示を必要としている事項について、広告等の相手方が適格機関投資家、上場法人等、証券取引に関し一定の知識及び経験を有する者である場合には、当該投資家に誤解させない及び法令・諸規則に違反しない範囲において、一部事項の表示を省略することができる。
１２．預金等との誤認防止に関する注意 預金等の取扱いを行う特別会員における有価証券（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）の販売に関する広告等においては、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。また、銀行代理店業務を行う会員が預金と有価証券を同じ広告等において表示する場合においても、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。	**１１．預金等との誤認防止に関する注意** 特別会員が行う有価証券（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）の販売に関する広告等においては、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。

１３．金融商品仲介業に関する注意 (1)　金融商品仲介業（特別会員による金融商品仲介業務を含む。以下同じ。）による有価証券の販売に関する広告等においては、金融商品仲介業により取扱う旨の注意文言を表示することが望ましい。 (2)　広告等に委託元協会員及び特別会員以外の金融商品仲介業者の名称を併せて表示する場合は、当該委託元協会員の登録番号及び加入協会の名称並びに当該金融商品仲介業者の登録番号を記載しなければならない。 (3)　広告等に委託元協会員及び金融商品仲介業務を行う特別会員の名称を併せて表示する場合は、それぞれの登録番号及び加入協会の名称を記載しなければならない。 (4)　特別会員以外の金融商品仲介業者が行う広告等は、委託元協会員による審査が必要である。 なお、特別会員による金融商品仲介業務において、委託元協会員により審査が行われた広告等をそのまま使用する場合は、当該特別会員は改めて審査を行う必要はない。	**１２．証券仲介業に関する注意** 証券仲介業（特別会員による証券仲介業務を含む。以下同じ。）による有価証券の販売に関する広告等においては、証券仲介業により取扱う旨の注意文言を表示することが望ましい。 （　新設　） （　新設　） （　新設　）
１４．インターネットにおける広告等について (1)　ウェブサイトにおける「バナー広告」や「テキスト広告」など、限られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。 ※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「（条件付）元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わない。なお、リンク先のページでの詳細説明において、「元本確保型」の表示を用いる場合は、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。 (2)　個別商品においてバナー広告等を行う場合、別のページに必要表示事項が表示され、当該バナー広告等からその別ページへ容易に遷移できるようになっていれば、顧客から見て一体として提供される方法に該当し、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。この場合、必要表示事項が表示される別のページに遷移するために、多数回のクリックを要する場合や別ページ内での必要表示事項が表示されている箇所に至るまでに長大なスクロールを要求するもの等は容易に遷移できるものに該当しないことに留意する。 (3)　インターネットの自社のウェブサイトにおいて、例えば、①トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから②各種商品又はサービスが表示され、最後に③個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、③の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法定記載事項である「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。 また、インターネットの自社のウェブサイトにおいて、商品のロゴなどの見出しや図表・絵を用い、個別商品の商品名に加え、当該商品の商品内容の一部（利率、投資メリット等）のみを表示する場合は、同一のページ内（PDF等の電子ファイルを含む。）のわかりやすい場所に必要表示事項を	**１３．インターネットにおける広告等について** (1)　バナー広告やテキスト広告等の限られたスペースを利用してインターネットにおける広告等（以下「バナー広告等」という。）を行う場合、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。 (2)　個別商品においてバナー広告等を行う場合、別のページに当該個別商品の「必要表示項目」等が表示され、当該バナー広告等からその詳細を表示したページへ容易に遷移できるよう（例えば、「詳細はこちら」等のボタン等を分かりやすい場所に表示し、当該ボタン等をクリックすると当該詳細ページが表示される等）になっていれば、本指針における「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 （　新設　）

表示するか、または必要表示事項が表示されている場所に容易に遷移できるように「詳細はこちら」「リスクに関する説明」などの文字を表示したリンクやタグをわかりやすい場所に表示する。なお、「リスク文言」については、文字の大きさに留意する必要がある。 (4)　法定記載事項や「必要表示項目」（例えば、目論見書の交付場所等）が記載されていない他社作成資料を自社の広告等として自社ホームページに掲載する場合（他社ホームページに掲載されている資料を自社ホームページにおいて閲覧できるようにリンクを貼る場合を含む。）、当該広告等を掲載するページ（リンク元の自社ページ）に法定記載事項及び当該「必要表示項目」を記載していれば、広告等規制及び本指針に沿った対応がなされているものとみなす。	(3)　「必要表示項目」（例えば、目論見書の交付場所等）が記載されていない他社作成資料を自社の広告等として自社ホームページに掲載する場合（他社ホームページに掲載されている資料を自社ホームページにおいて閲覧できるようにリンクを貼る場合を含む。）、当該広告等を掲載するページ（リンク元の自社ページ）に当該「必要表示項目」を記載していれば、本指針における「必要表示項目」を表示しているものとみなす。

平成 23 年 9 月 30 日

別紙１－２

「広告等に関する指針」改訂方針

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
Ⅱ．株　　式	**Ⅱ．株　　式**
１．募集・売出し（期間を定めて行うものに限る）における広告等	**１．募集・売出し（プライマリー）における広告等**
(1)　必要表示事項 募集又は売出しが行われる株式の広告等を行う場合には、金商法第 13 条第５項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 ①　法定記載事項 なお、法定記載事項（第１部法令諸規則の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照）うち、指標変動による損失に関する記載には ・　価格変動リスクに関する文言 ・　外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 ②　当該有価証券の銘柄 ③　目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成する場合に限る） ④　「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る）	**(1)　必要表示項目** 募集又は売出しが行われる株式の広告等を行う場合には、証取法第１３条第５項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 （　新設　） ①　当該有価証券の銘柄 ②　目論見書を提供する場所 ③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④　「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言 ⑤　外貨建て証券の場合、為替リスクに係る事項
（　削る　） （　削る　）	
(2)　表示することが望ましい事項 ①　目論見書における募集（売出）要項に関する事項（目論見書を作成する場合に限る） ②　外貨建て証券の場合、外国証券取引口座等の必要性に関する文言	**(2)　表示することが望ましい事項** ①　目論見書における募集（売出）要項に関する事項 ②　外貨建て証券の場合、外国証券取引口座等の必要性
(3)　具体的な留意事項 ①　「目論見書の入手方法・入手場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。 なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示すること等が考えられる。	**(3)　具体的な留意事項** ①　「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。
②　当該株式の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 広告等として当該株式の発行会社が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則により開	②　当該株式の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 販売用資料として当該株式の発行会社が証券取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予

示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、○年○月○日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「将来の株価等を保証するものではない。」旨についても併せて表示すること。	想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、○年○月○日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「将来の株価等を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。
③　自社又は第三者による評価又は分析 自社又は第三者による当該株式の評価、分析は表示しないこと。	③　自社又は第三者による評価又は分析 自社又は第三者による当該株式の評価、分析は表示しないこと。
④　景品類の提供についての広告等 株式の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わないよう留意すること。	④　景品類の提供についての広告等 株式の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。
(4)　具体的事例の紹介	**(4)　具体的事例の紹介**
例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告（いわゆる墓石広告を含む）等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。 ただし、下記①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。 なお、いわゆる「墓石広告」を作成する場合は、下記①及び②の記載事項を参考とすること。 また、目論見書を作成しない売出しに際して使用する「募集要項」を作成する場合は、下記①及び②から該当する項目について記載すること。	例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。 ただし、①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。 また、「広告等に関する指針（平成 16 年 4 月）」における「Ⅱ．墓石広告」(P. 44 参照）に基づき行う広告等についても、誤りなく表示されていれば、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。（ただし、「必要表示事項」は、下記①とする。）
①　必要表示事項 イ．法定記載事項 株式の広告等を行う場合には、法定記載事項のうち、指標変動による損失については ・　価格変動リスクに関する文言 ・　外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 ロ．当該有価証券の銘柄 ハ．目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成しない場合には、営業所の所在地・電話番号等） ニ．「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る） ホ．「目論見書が作成されない旨」の文言（目論見書を作成しない場合に限る）	①　必要表示事項 （　新設　） イ．有価証券の名称 ロ．目論見書を提供する場所 ハ．「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言
（　削る　） （　削る　）	（　新設　） ニ．「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言 ホ．外貨建て証券の場合、為替リスクに係る事項
②　上記①以外に追加表示として考えられる例 イ．銘柄コード ロ．上場市場	②　上記①以外に追加表示として考えられる例 イ．銘柄コード

ハ．申込株数単位 ニ．ブックビルディング（需要申告）期間 ホ．仮条件決定日 ヘ．募集（売出）価格（仮条件含む） ト．募集・売出し数 チ．申込期間 リ．上場予定日もしくは受渡期日（売買開始日） ヌ．引受シ団 ル．資金使途 ヲ．ロックアップに関する説明 ワ．ブックビルディングの説明及びブックビルディングに際しての留意事項 カ．外国証券取引口座の必要性（外貨建て証券の場合）	ロ．上場市場 ハ．申込株数単位 ニ．ブックビルディング（需要申告）期間 ホ．仮条件決定日 ヘ．募集（売出）価格（仮条件含む） ト．募集・売出し数 チ．申込期間 リ．上場予定日もしくは株券交付日（売買開始日） ヌ．引受シ団 ル．資金使途 ヲ．ロックアップに関する説明 ワ．ブックビルディングの説明及びブックビルディングに際しての留意事項 カ．外国証券取引口座の必要性（外貨建て証券の場合）
２．セカンダリーにおける広告等 （　削る　）	**２．セカンダリーにおける広告等** **(1)　マス媒体での広告等** 自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）について、マス媒体を利用した表示は、その株式の大量買付が行われ、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるので、証取法第４２条第１項第７号及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第４条第１３号、第１４号並びに第１４号の２に規定する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当する可能性が強いと考えられることから、このような表示は行わない。 なお、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 （注）マス媒体とは、新聞（折込み広告を含む。）、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等同時に不特定かつ多数の者に対して同一内容の情報の提供を行うことのできる媒体をいう。なお、閲覧者に制限のあるなどの専用ホームページや専用メールマガジンは、ここでいうマス媒体には、該当しない。
(1)　個別企業の紹介 ①　法定記載事項 株式の広告等を行う場合には、法定記載事項のうち、指標変動による損失については ・　価格変動リスクに関する文言 ・　外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 ②　株価、業績等の表示に関する留意事項 イ．誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示に関する事項	**(2)　個別企業の紹介** （　新設　） ①　株価、業績等に関する表示

個別企業の紹介を行う場合は、その株価、業績等についての誇大又は煽動的な表示、過当な投機を推奨する表示、風説の流布的な表示等、恣意的又は過度に主観的な表示は行わない。 （不適切な表示例） 「千載一遇の買い場」、「超優良株」、「…の最右翼」、「抜群」、「空前」、「好材料山積」、「中期成長力は絶大」、「〇割高も考えられる」、「いよいよ出番到来」、「チャンス到来」、「〇〇圏脱出寸前」、「〇〇薬の開発が噂される」、「弱気一色になっている時こそが買い場だ」、「外人、信託筋の買いが継続している模様」……等 ロ．断定的な表示に関する事項 個別企業の株価及び将来の業績、増減資、配当その他株価の騰落に相当な影響を及ぼす事項について、断定的な表示は行わない。 （不適切な表示例） 「株価は大底圏にある」、「割安に放置されている」、「予想を上回る業績を上げることは確実」、「今期ピーク利益更新」、「業績は申し分ない」……等 （注）業績予想等を行う場合は、次のような表示にとどめる。 株価、相場見通し　……　「期待される」、「予想される」等 企業の業績予想、配当、増資　……　「思われる」、「みなされよう」等 ハ．投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示に関する事項 個別企業又は銘柄について投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示は行わない。 （不適切な表示例） 「株価大化け必至の呼び声も」、「〇〇円までの水準は安心して買える」、「夢のような投資対象」、「安心買いのできる銘柄」、「××関連の本命（穴株）」、「ボーナス銘柄」、「最後の買い場」、「ビックリする株価水準」、「第二△△の呼び声が高い」……等 ニ．株価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠表示に関する事項 個別企業の株価、業績、増減資、配当等の予測及び新技術、新製品、資源の開発等の予測を行う場合において、自己の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示する。 （不適切な表示例） 「××社は、今後３年間で年平均 50%の増益が見込める。」、「株式分割期待で 1,500 円目標」、「利益急増を見込む。700 円目標」、「増額修正。４桁目標」、「500 円以下は拾えよう」のみの表示…等	イ．誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 個別企業の紹介を行う場合は、その株価、業績等についての誇大又は煽動的な表示、過当な投機を推奨する表示、風説の流布的な表示等、恣意的又は過度に主観的な表示は行わない。 （不適切な表示例） 「千載一隅の買い場」、「超優良株」、「…の最右翼」、「抜群」、「空前」、「好材料山積」、「中期成長力は絶大」、「〇割高も考えられる」、「いよいよ出番到来」、「チャンス到来」、「〇〇圏脱出寸前」、「〇〇薬の開発が噂される」、「弱気一色になっている時こそが買い場だ」、「外人、信託筋の買いが継続している模様」……等 ロ．断定的な表示の禁止 個別企業の株価及び将来の業績、増減資、配当その他株価の騰落に相当な影響を及ぼす事項については、断定的な表示は行わない。 （不適切な表示例） 「株価は大底圏にある」、「割安に放置されている」、「予想を上回る業績を上げることは確実」、「今期ピーク利益更新」、「業績は申し分ない」……等 （注）業績予想等を行う場合は、次のような表示にとどめる。 株価、相場見通し　……　「期待される」、「予想される」等 企業の業績予想、配当、増資　……　「思われる」、「みなされよう」等 ハ．投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示の禁止 個別企業又は銘柄について投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示は行わない。 （不適切な表示例） 「株価大化け必至の呼び声も」、「〇〇円までの水準は安心して買える」、「夢のような投資対象」、「安心買いのできる銘柄」、「××関連の本命（穴株）」、「ボーナス銘柄」、「最後の買い場」、「ビックリする株価水準」、「第二△△の呼び声が高い」……等 ニ．株価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の明示 個別企業の株価、業績、増減資、配当等の予測及び新技術、新製品、資源の開発等の予測を行う場合において、自己の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示する。 （不適切な表示例） 「××社は、今後３年間で年平均 50%の増益が見込める。」、「株式分割期待で 1,500 円目標」、「利益急増を見込む。700 円目標」、「増額修正。４桁目標」、「500 円以下は拾えよう」のみの表示…等

ホ．配当の表示等に関する事項 ａ．１株当たり「金額」（円銭）で表示する（配当率を併記することは可）。 ｂ．配当利回りを表示する場合、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。 ｃ．配当が予想値である場合、その旨及び当該予想値を算出した者（例：発行会社予想 等）を表示する。 （注）株主優待制度の優待内容については、利回り及び配当と合算した利回り表示は行わない。また、配当金額と優待内容を金銭換算した額を合算した金額の表示は行わない。 （例）「1,000 株当たり 2,000 円相当の食事券」等 …… 可 「2,000 円相当の食事券を利回りに換算すると年○○％になります。」等 …… 不可 （　削る　） ③　「注目銘柄」等の表示に関する留意事項 イ．大量推奨販売等 自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット、及びホームページ等により広告等を行う場合には、その株式の大量買付が行われることで公正な価格形成が損なわれ、金商業等府令第 117 条第１項第 17 号又は第 18 号に規定する不特定かつ多数の者に対する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当することや、協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第 12 条第１項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」に該当することがないよう留意する。特に媒体や期間（どの程度の者の目や耳に留まるか）、表示の内容（客観的事実か主観を含むか等）を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。 例えば、新聞、ラジオ、テレビは極めて多数の者に対して表示され、かつその選定理由等の表示が容易でないことが多いと考えられるため「注目銘柄」等の表示は行わない。また、雑誌等の書籍は発行部数や発行期間、表示の掲載スペース等を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。 インターネットのホームページ（特定の会員のみが利用するサイトを含む）等に関しても、掲載箇所や掲載期間、利用者数、アクセスの容易さ、表示の内容等を考慮し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。 以上のことを勘案した上で、「注目銘柄」等に関する表示を行う場合は、原則として、５銘柄以上（上場不動産投資証券と併せて５銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前	ホ．配当の表示等に関する留意点 ａ．１株当たり「金額」（円銭）で表示する。（配当率を併記することは可） ｂ．配当利回りを除き、利回り表示は行わない（配当利回りである旨を表示する。）。また、配当利回りを表示する場合は、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。 ｃ．配当が予想値である場合は、その旨及び当該予想値を算出した者（例：発行会社予想 等）を表示する。 （注）株主優待制度の優待内容については、優待内容を金銭に換算した表示にとどめ、利回り及び配当と合算した利回り表示は行わない。また、配当金額と優待内容を金銭換算した額を合算した金額の表示は行わない。 （例）「1,000 株当たり 2,000 円相当の食事券」等 …… 可 「2,000 円相当の食事券を利回りに換算すると年○○％になります。」等 …… 不可 ②　投資元本割れのおそれがある旨の表示 「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言を必ず表示する。 ③　「注目銘柄」等に関する表示 イ．５銘柄以上の表示 自社が選定した「注目銘柄」等について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第９号。以下「投資勧誘規則」という。）第８条第１項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、５銘柄以上（上場不動産投資証券と併せて５銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。

提）を容易に閲覧できるように表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。 （注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合や、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介等）を表示する場合は、必ずしも５銘柄以上とする必要はない。ただし、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。	（注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも５銘柄以上とする必要はない。 また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。
ロ．信用取引等に関する規制銘柄等の表示に関する留意事項 ａ．投資勧誘規則第 12 条第２項の規定により、金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛することとされていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として表示しない。（「注目銘柄」等として採り上げない。） ｂ．投資勧誘規則第 12 条第３項の規定により、金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄、委託保証金の率の引上げ措置（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、これらの措置が金融商品取引所等において行われている旨を表示する。	ロ．信用取引等に関する規制銘柄等の表示 ａ．投資勧誘規則第８条第２項の規定により、証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛することとされていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として表示しない。（「注目銘柄」等として採り上げない。） ｂ．投資勧誘規則第８条第３項の規定により、証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄、委託保証金の率の引上げ措置（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、これらの措置が証券取引所等において行われている旨を必ず表示する。
ハ．法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、「注目銘柄等」の広告等を行ってはならない。	ハ．法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、「注目銘柄等」の広告等を行ってはならない。
ニ．「注目銘柄」等の後日評価の表示 自社が表示した「注目銘柄」等について、後日その騰落等の評価の表示を行う場合は、対象とした全ての銘柄について表示することとし、予想の的中した銘柄のみの表示は行わない。	ニ．「注目銘柄」等の後日評価の表示 自社が表示した「注目銘柄」等について、後日その騰落等の評価の表示を行う場合は、対象とした全ての銘柄について表示することとし、予想の的中した銘柄のみの表示は行わない。
（　削る　）	ホ．新興市場銘柄である旨の表示 投資勧誘規則第６条の２の規定により、次に掲げる新興市場銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格を十分説明することとなっていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として自社が選定し、広告等を行うときは、新興市場銘柄である旨を表示する。 なお、新興市場銘柄である旨の表示を行う際、当該新興市場の略称を表示する場合には、顧客に誤解を与えないよう留意する。 ａ．名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄 ｂ．東京証券取引所マザーズ上場銘柄

④　店頭有価証券の表示に関する留意事項 店頭有価証券については、「店頭有価証券に関する規則」の規定により勧誘を行うことが認められる場合を除き、広告等は行わないことに留意する。 ⑤　個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わないことに留意する。 **(2)　株式累積投資制度** ①　必要表示事項 イ．法定記載事項 ※　指標変動による損失に関する記載には、価格変動リスクに関する文言を記載する。 ロ．「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨の文言 ②　その他留意事項 イ．投資家に誤解を与える表示を行っていないか。 【表示例】 「証券貯蓄」、「払い込み」、「買付け」　…　○ 「貯蓄」のみ　…　× ロ．ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示を行っていないか。 ※　株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)に留意して行うものとする。 （　削る　）	ｃ．札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 ｄ．福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 ｅ．大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット―「ヘラクレス」グロース上場銘柄 ④　店頭有価証券の表示 店頭有価証券については、「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第１号）の規定により勧誘を行うことが認められる場合を除き、広告等は行わない。 ⑤　個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 **(3)　株式累積投資制度** ①　必要表示事項 イ．「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。 ロ．「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。 ②　その他留意事項 イ．「証券貯蓄」の表示はよいが、「貯蓄」のみの表示は行わない。 ロ．毎回の払込金についての表示は、「積立て」ではなく、「払込み」又は「買付け」等の表示とする。 ハ．ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示は行わない。 ※　株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。 **(4)　株式ミニ投資** ①　必要表示事項 イ．「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。 ロ．「申込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。 ②　その他留意事項 「ミニ株」等の表示は、あたかも「ミニ株」という株式又は株券が存在するかのような誤認を与

	えるおそれがあることから、株式ミニ投資に関する表示を行う場合には、同制度について誤認を与えないよう、「株式ミニ投資」又はこれに準じる表現以外の表示は行わない。 ※　株式ミニ投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
Ⅲ．債　　券	**Ⅲ．債　　券（総　論）**
１．新発債等における広告等 **(1)　必要表示事項** 新発債等の国内において募集又は売出し（期間を定めて行うものに限る）が行われる債券の広告等を行う場合には、金商法第 13 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 ①　法定記載事項 なお、法定記載事項（第 1 部法令諸規則の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照）のうち、指標変動による損失については ・　価格変動リスクに関する文言 ・　外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 また、金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言についても記載する。 ②　目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成する場合に限る） ③　「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る） ④　購入に際し、制限がある場合は、その旨	（　新設　）
(2)　表示することが望ましい事項 ①　銘柄名（回号） ②　利率（個人向け国債等の場合、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、税引後利率を併記） ③　償還日（償還日までの期間） ④　発行価格 ⑤　利払日（利払の計算期間） ⑥　申込単位 ⑦　利回り（税引き後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑧　担保の有無 ⑨　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き、換金の制限がある場合には、その旨等） ⑩　償還差益の税制についての表示 ⑪　期中償還に関する表示 ⑫　経過利子に関する表示	（　新設　）

⑬　税制に関する事項 ⑭　カントリーリスク（外国債券の場合） ⑮　円建て又は外貨建てである旨（外貨建ての場合は建て通過を表示。外国債券の場合） ⑯　本券が外国の保管機関で保管されている旨（外国債券の場合） ⑰　外国証券取引口座に関する表示（外国債券の場合）	
(3)　具体的な留意事項	（　新設　） （　５．より移動　）
①　「目論見書の入手方法・入手場所」の表示 目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。 なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示すること等が考えられる。	**５．「目論見書を提供する場所」を表示する場合** 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。
②　債券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 広告等として当該債券の発行会社が金融商品取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、○年○月○日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「発行会社の将来（株価等を含む。）を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。	（　６．より移動　） **６．債券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合** 販売用資料として当該債券の発行会社が証券取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、○年○月○日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「発行会社の将来（株価等を含む。）を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。
③　格付及び自社又は第三者による評価又は分析 イ．広告等に信用格付業者（金商法第 66 条の 27 に規定する内閣総理大臣への登録を行っている者）が付与した信用格付を記載する場合は、併せて当該信用格付業者の名称（呼称も可）を表示する。 ロ．広告等に信用格付業者以外の信用格付業を行う者が付与した信用格付（以下「無登録格付」という。）を記載する場合で、当該無登録格付を付与した者が上記イの登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、勧誘を行った場合は金商法違反となることに留意する必要がある。（金商法第 38 条第 3 号、金商業等府令第 116 条の 3） よって、信用格付業者と同一グループに属し、いわゆる「グループ指定制度」の適用を受けた無登録業者（以下「特定関係法人」という。）が付与した信用格付を表示するような場合には、以下の法定告知事項を表示することが望ましい。 【金商法第 38 条第 3 号】 ・金商法第 66 条の 27 の登録を受けていない者である旨 【金商業等府令第 116 条の 3 第 2 項】 ・金商法第 66 条の 27 の登録の意義 ・当該信用格付業者の商号又は名称及び登録番号	（　７．より移動　） **７．自社又は第三者による評価又は分析** 募集又は、売出しにおいて、自社又は第三者による当該債券の評価、分析は表示しないこと。（格付機関が付与した格付を除く。）

・当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称 ・信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を当該信用格付業者から入手する方法 ・信用格付の前提、意義及び限界 ハ．信用格付以外の自社又は第三者による当該債券の評価、分析は表示しないこと。	（　４．より移動　）
④　債券の名称等に関する表示 当該債券の名称を表示する。なお、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に当該債券の愛称（ニックネーム）が記載されている場合には、当該債券の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。	**４．債券の名称等に関する表示** 当該債券の名称を表示する。なお、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に当該債券の愛称（ニックネーム）が記載されている場合には、当該債券の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。
⑤　利回りに関する表示 利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示することに留意する。 また、利回りを表示する場合には、当該債券の性質に応じた利回り表示となるよう留意する。例えば、ディスカウント債、ゼロクーポン債、ストリップス債等について、利率で得られる利益よりも償還差益を強調した表示を行う場合には、顧客に毎年一定の利益を得られるとの誤解を与えることのないよう留意し、償還までの期日が 1 年を超えるものについては複利による利回り表示が適切であると考えられる。 なお、利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。	**１．利回りに関する表示** 利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示する。 利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。
（　削る　）	**２．投資元本割れのおそれがある旨の表示** 「当該債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。」旨の文言を必ず表示する。
⑥　割引債に係る税制 割引債については、当初徴収された源泉所得税は還付されない旨を表示することが望ましい。	**３．割引債に係る税制** 割引債については、当初徴収された源泉所得税は還付されない旨を表示することが望ましい。
（　④に移動　）	**４．債券の名称等に関する表示** 当該債券の名称を表示する。なお、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に当該債券の愛称（ニックネーム）が記載されている場合には、当該債券の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。
（　①に移動　）	**５．「目論見書を提供する場所」を表示する場合** 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会

（　②に移動　）	社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。
	６．債券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 販売用資料として当該債券の発行会社が証券取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、○年○月○日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「発行会社の将来（株価等を含む。）を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。
（　③に移動　）	**７．自社又は第三者による評価又は分析** 募集又は、売出しにおいて、自社又は第三者による当該債券の評価、分析は表示しないこと。 （格付機関が付与した格付を除く。）
⑦　不適切な表示例 イ．「元本保証」という文言は、表示しない。 ロ．「安全確実」、「元本は安全」等は、債券の安全性について誤解を与える恐れがあることから、表示しない。（個人向け国債を除く。ただし、個人向け国債で「安全確実」という表示を行う場合でも、他の表示に比べて著しく大きなフォントを用いたり、「！」などの強調は行わない。） ハ．公正、客観的な根拠がなく、「最高利回り」、「ナンバーワン利回り」、「その差歴然！高利回りそのもの」等の最大級・絶対的な表示は用いない。	**８．不適切な表示例** (1)　「元本保証」という文言は、表示しない。 (2)　「安全確実」、「元本は安全」等は、債券の安全性について誤解を与える恐れがあることから、表示しない。（個人向け国債を除く。） (3)　公正、客観的な根拠がなく、「最高利回り」、「ナンバーワン利回り」、「その差歴然！高利回りそのもの」等の最大級・絶対的な表示は用いない。
⑧　景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）差し支えない。	**９．景品類の提供についての表示** 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）差し支えない。
（　３．へ移動　）	**１０．債券と預貯金等の利回り比較の考え方** (1)　基本的な考え方 債券（金利以外の要因で利率や償還条件が決定される債券（新株予約権付社債、株価指数連動債、ＥＢ等）及びディープディスカウント債を除く。）の個別銘柄と預貯金、貸付信託、金銭信託（以下「預貯金等」という。）の利回り比較については、公正取引委員会「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に沿って行うものとする。 (2)　全般的な留意事項 債券の個別銘柄と預貯金等の利回りの比較を行う場合には、本指針に定める当該債券の必要表示事項を欠く表示、又は、利回りや利率のみを恣意的に取り出し比較し、当該債券の有利性のみを過度に

	強調する表示は行わない。 特に「投資元本割れのおそれがある旨」の表示については極端に小さい文字で読めないといったことがないように表示する。 (3)　具体的な留意事項 ①　広告等の作成時点において、当該債券の償還期限（残存期間）と同一の期限の預貯金等を比較し、当該預貯金等の期限を表示する。ただし、同一の期限の預貯金等がない場合には、合理的であると考えられる期限の預貯金等と比較する。 ②　当該債券の建通貨と同一の通貨の預貯金等を比較する。 ③　当該債券の最低購入価額（又は額面）及び、比較する預貯金等に最低預入金額等が存在する場合には当該最低預入金額等を表示する。 ④　預貯金等の利回りは、各金融機関により異なることから、比較の対象とする預貯金等は各社の基準に従い合理的に選出した利回りを使用し、当該基準を表示する。 また、「金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なる。」旨を併せて表示する。 ⑤　預貯金等の利回りの計算根拠（○．○%の年複利）を併記する。 （例）　期日指定定期預金（年複利）、ワイド（半年複利）、ビック（半年複利）、定額預金（半年複利）等 ⑥　保護預かり管理料を徴収する場合には、その旨及び保護預かり管理料の金額を表示する。 ⑦　貸付信託の配当率については、予想配当率である旨を表示する。 ⑧　金銭信託の配当率については、予定配当率である旨を表示する。
（　４．へ移動　）	**１１．個別銘柄の広告等** 債券の個別銘柄の広告等に係る留意事項は、「Ⅳ．債券（商品別）」のとおりである。 なお、私募債や仕組債等については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)　私募債については、「Ⅳ．債券（商品別）」の「表示することが望ましい事項」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 (2)　仕組債については、「Ⅳ．債券（商品別）」の内容とは別に、その仕組について、表示する等各社において対応するものとする。 (3)　国内で募集・売出しの行われない外国債券については、「国内において募集又は売出しが行われた既発債」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 また、上記以外「Ⅳ．債券（商品別）」に記載されていない商品については、「Ⅳ．債券（商品別）」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。
２．既発債における広告等 (1)既発債の広告等を作成できる場合 50 名以上の者に対して既発債の個別銘柄の勧誘を行った場合、一部の例外を除き売出しとなる。したがって、次に掲げる場合を除き、原則として既発債に関する広告等は作成しないこととする。 なお、次に掲げる場合のほか、私売出しに関する広告等を作成する場合は、「４．個別銘柄の広告等」	（　新設　）

の「(11)私募債・私売出し債」を参考とすること。

①　国内において募集又は売出しが行われた既発債の場合

国内において募集又は売出しが行われた既発債の広告等において、自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格である旨、及び当該価格での約定を約束するものではない旨を表示する。

②　外国証券売出しの場合

金商法第 4 条第 4 号に規定する外国証券売出しを行う場合には、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」に規定する外国証券情報の提供又は公表が義務付けられている。外国証券情報は広告等には該当しないが、外国証券情報以外の広告等を作成する場合には、表示内容が外国証券情報に比して虚偽のものや投資者に誤解を与えるものとならないように留意する。

なお、自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格である旨、及び当該価格での約定を約束するものではない旨を表示する。

③　時価情報等を提供する場合

債券の保有者等の求めに応じて、時価（仲値、offer－bid 等）やそれに基づく利回り等を表示した資料を提供する行為は広告等には該当しない。一方、ホームページ等で取り扱い銘柄一覧として同等の情報を表示した場合は、売付け勧誘（売出し）に該当する場合があるので、上記①、②以外の銘柄について表示する場合は、売買を誘引する記載が無いこと等に十分な注意が必要となる。

(2)広告等における表示事項

イ．必要表示事項

①　法定記載事項

なお、法定記載事項（第１部法令諸規則の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照）のうち、指標変動による損失については

・　価格変動リスクに関する文言

・　外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言

を記載する。

また、金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言についても記載する。

②　その他購入に際し、制限がある場合は、その旨

③　既発債であることが分かる文言

ロ．表示することが望ましい事項

①　銘柄名（回号）

②　利率（税引後利率を併記。変動金利である場合は利率の決定方法を併記）

③　償還日（償還日までの期間） ④　利払日（利払の計算期間） ⑤　売買単位 ⑥　利回り（税引き後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑦　担保の有無 ⑧　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き、換金の制限がある場合には、その旨等） ⑨　償還差益の税制についての表示 ⑩　期中償還に関する表示 ⑪　経過利子に関する表示 ⑫　税制に関する事項 ⑬　カントリーリスク（外国債券の場合） ⑭　円建て又は外貨建てである旨（外貨建ての場合は建て通貨を表示。外国債券の場合） ⑮　本券が外国の保管機関で保管されている旨（外国債券の場合） ⑯　外国証券取引口座に関する表示（外国債券の場合） ハ．具体的な留意事項 既発債に関する具体的な留意事項については、「１．新発債における広告等」の「(3) 具体的な留意事項」の記載に準ずる（ただし、「①『目論見書の入手方法・入手場所』を表示する場合」を除く）。	
３．債券と預貯金等の利回り比較の考え方 (1)　基本的な考え方 債券（金利以外の要因で利率や償還条件が決定される債券（新株予約権付社債、株価指数連動債、ＥＢ、その他の仕組債等）及びディープディスカウント債を除く。）の個別銘柄と預貯金、貸付信託、金銭信託（以下「預貯金等」という。）の利回り比較については、公正取引委員会「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に沿って行うものとする。 (2)　全般的な留意事項 債券の個別銘柄と預貯金等の利回りの比較を行う場合には、本指針に定める当該債券の必要表示事項を欠く表示、又は、利回りや利率のみを恣意的に取り出し比較し、当該債券の有利性のみを過度に強調する表示は行わない。 (3)　具体的な留意事項 ①　広告等の作成時点において、当該債券の償還期限（残存期間）と同一の期限の預貯金等を比較し、当該預貯金等の期限を表示する。ただし、同一の期限の預貯金等がない場合には、合理的であると考えられる期限の預貯金等と比較する。 ②　当該債券の建通貨と同一の通貨の預貯金等を比較する。	（１０．より移動） **１０．債券と預貯金等の利回り比較の考え方** (1)　基本的な考え方 債券（金利以外の要因で利率や償還条件が決定される債券（新株予約権付社債、株価指数連動債、ＥＢ等）及びディープディスカウント債を除く。）の個別銘柄と預貯金、貸付信託、金銭信託（以下「預貯金等」という。）の利回り比較については、公正取引委員会「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に沿って行うものとする。 (2)　全般的な留意事項 債券の個別銘柄と預貯金等の利回りの比較を行う場合には、本指針に定める当該債券の必要表示事項を欠く表示、又は、利回りや利率のみを恣意的に取り出し比較し、当該債券の有利性のみを過度に強調する表示は行わない。 特に「投資元本割れのおそれがある旨」の表示については極端に小さい文字で読めないといったことがないように表示する。 (3)　具体的な留意事項 ①　広告等の作成時点において、当該債券の償還期限（残存期間）と同一の期限の預貯金等を比較し、当該預貯金等の期限を表示する。ただし、同一の期限の預貯金等がない場合には、合理的であると

③　当該債券の最低購入価額（又は額面）及び、比較する預貯金等に最低預入金額等が存在する場合には当該最低預入金額等を表示する。 ④　預貯金等の利回りは、各金融機関により異なることから、比較の対象とする預貯金等は各社の基準に従い合理的に選出した利回りを使用し、当該基準を表示する。 また、「金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なる。」旨を併せて表示する。 ⑤　預貯金等の利回りの計算根拠（○．○％の年複利）を併記する。 ⑥　既発債と預貯金の比較を行う場合には、仲値ではなく想定される購入価格（offer）によって計算された数値及び計算根拠（価格、年複利である旨等）を表示する。また、当該価格での購入を約束するものではない旨を併せて表示する。 ⑦　当該債券の利回りは償還まで保有した場合のものであり、償還前に売却する場合は時価での売却となるため、利回りが保証されるものではない旨を表示する。 ⑧　保護預かり管理料を徴収する場合には、その旨及び保護預かり管理料の金額を表示する。 ⑨　貸付信託の配当率については、予想配当率である旨を表示する。 ⑩　金銭信託の配当率については、予定配当率である旨を表示する。	考えられる期限の預貯金等と比較する。 ②　当該債券の建通貨と同一の通貨の預貯金等を比較する。 ③　当該債券の最低購入価額（又は額面）及び、比較する預貯金等に最低預入金額等が存在する場合には当該最低預入金額等を表示する。 ④　預貯金等の利回りは、各金融機関により異なることから、比較の対象とする預貯金等は各社の基準に従い合理的に選出した利回りを使用し、当該基準を表示する。 また、「金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なる。」旨を併せて表示する。 ⑤　預貯金等の利回りの計算根拠（○．○％の年複利）を併記する。 （例）　期日指定定期預金（年複利）、ワイド（半年複利）、ビック（半年複利）、定額預金（半年複利）等 ⑥　保護預かり管理料を徴収する場合には、その旨及び保護預かり管理料の金額を表示する。 ⑦　貸付信託の配当率については、予想配当率である旨を表示する。 ⑧　金銭信託の配当率については、予定配当率である旨を表示する。
（　削る　） **４．個別銘柄の広告等** 債券全般にかかる表示事項及び留意事項に加え、債券の個別銘柄の広告等は以下の事項に留意して表示する。	**Ⅳ．　債　　券　（商品別）** （１１．より移動）
(1) 利付国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債 ①　国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債の商品性について誤解を与える表示は行わない。 ②　官公庁が作成した広告等については、必要表示事項が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ※　国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。（地方債、政府保証債及び財投機関債は表示が必要。）	**１．利付国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債** (1) 必要表示事項 イ．新発債（公募地方債、政府保証債及び財投機関債） ①　銘柄 ②　利率 ③　償還日 ④　発行価格 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 ロ．新発債（中期国債、長期国債及び超長期国債） ①　銘柄 ②　利率 ③　償還日 ④　投資元本割れのおそれがある旨 ハ．既発債

	①　銘柄（回号） ②　利率 ③　償還日 ④　既発債である旨の表示 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤　販売価格 ⑥　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑦　償還差益の税制についての表示 ⑧　経過利子に関する事項 ⑨　財投機関債について政府保証が付されていない場合は、その旨 ⑩　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 ①　国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債の商品性について誤解を与える表示は行わない。 ②　官公庁作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ③　官公庁が作成した広告等については、必要表示項目が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。
(2) 個人向け国債（新発債） ①　中途換金の制限（5 年固定金利の場合は、「２年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近４回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、10 年変動金利及び 3 年固定金利の場合は、「１年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近２回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）について必ず表示する。 ※個人向け国債（5 年固定金利）については、平成 24 年 4 月発行分（平成 24 年 3 月までに発行された 5 年固定金利債を含む。以下同じ。）から、中途換金の制限について変更が予定されている。 よって、平成 24 年 4 月発行分からは、中途換金の制限については、「１年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近２回分の利子相当額を支払う必要がある旨」を表示することとなる。 ②　財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ※　個人向け国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスク	**２．個人向け国債（新発債）** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　固定金利又は変動金利である旨 ③　利率の決定方法（半年毎に決定される旨）（変動金利の場合） ④　利率（変動金利の場合は、初回利率）（税引後利率を併記） ⑤　償還日 ⑥　発行価格 ⑦　中途換金の制限（固定金利の場合は、「２年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近４回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、変動金利の場合は、「１年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近２回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）

に関する事項の表示を行う必要はない。	
(3) 変動利付国債（前記「(2) 個人向け国債」を除く。） ① 次の事項を表示する。 ・ 変動金利である旨 ・ 利率の決定方法 ・ 初回利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ② 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ※ 変動利付国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。	(2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 中途換金の申込み手続きに関する事項 ⑤ 中途換金に際し投資元本割れをする可能性がある旨 ⑥ 経過利子に関する事項 (3) 留意事項 ① 財務省作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ② 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※上記①及び②については、３．変動利付国債及び４．物価連動国債において同じ。 **３．変動利付国債（前記「２．個人向け国債」を除く。）** **イ．新発債** (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 変動金利である旨 ③ 利率の決定方法 ④ 初回利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤ 償還日 ⑥ 発行価格 ⑦ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑤ 償還差益の税制についての表示 ⑥ 経過利子に関する事項

	ロ．既発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 変動金利である旨 ③ 利率の決定方法 ④ 直近利払日の利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤ 償還日 ⑥ 既発債である旨の表示 ⑦ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 販売価格 ⑤ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑥ 償還差益の税制についての表示 ⑦ 経過利子に関する事項
(4) 物価連動国債 ① 次の事項を表示する。 ・ 元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ・ 利金額の決定方法 ② 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※ 物価連動国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。	**４．物価連動国債** **イ．新発債** (1) 必要表示項目 ① 銘柄 ② 利率 ③ 元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ④ 利金額の決定方法 ⑤ 償還日 ⑥ 発行価格 ⑦ 途中売却及び償還時において投資元本割れのおそれがある旨 ⑧ 購入できる投資者に制限がある旨 (2) 表示が望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 **ロ．既発債**

	(1)必要表示項目 ①　銘柄 ②　利率 ③　元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ④　利金額の決定方法 ⑤　償還日 ⑥　既発債である旨の表示 ⑦　途中売却及び償還時において投資元本割れのおそれがある旨 ⑧　購入できる投資者に制限がある旨 (2) 表示が望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　販売価格
(5) 普通社債 ①　普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ②　担保の有無について表示することが望ましい。 ③　変動利付社債の場合は、前記「(3) 変動利付国債」の①の事項を必ず表示する。	**５．普通社債** **イ．新発債** (1) 必要表示事項 当該債券の広告等を行う場合には、証取法第１３条第５項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。(以下、「必要表示事項」において同じ。) ①　銘柄（回号） ②　目論見書を提供する場所 ③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利率 ⑤　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑥　発行価格 ⑦　格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。

	⑧　償還日 ⑨　担保の有無 ⑩　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑪　償還差益の税制についての表示 ⑫　期中償還に関する表示 ⑬　経過利子に関する事項 (3) 留意事項 普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 (4) 具体的事例の紹介 例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。 ただし、①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。 また、「広告等に関する指針（平成 16 年 4 月）」における「Ⅱ．墓石広告」(P. 44 参照）に基づき行う広告等についても、誤りなく表示されていれば、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。（ただし、「必要表示事項」は、上記(1)とする。） （以下、「６．転換社債型新株予約権付社債」～「９．外国債券」において同じ。） ①　上記(1)における「必要表示事項」 ②　上記①以外に追加表示として考えられる例 ⅰ　上記(2)における「表示することが望ましい事項」 ⅱ　募集期間 ⅲ　受渡日 ⅳ　資金使途 ⅴ　当該債券の愛称（ニックネーム） **ロ．既発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄（回号） ②　利率 ③　償還日 ④　既発債である旨の表示 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 （注）変動利付社債の場合は、②に代えて前記３．ロ(1)②～④に準じて記載のこと (2) 表示することが望ましい事項

	①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤　販売価格 ⑥　格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑦　担保の有無 ⑧　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨　償還差益の税制についての表示 ⑩　期中償還に関する表示 ⑪　経過利子に関する事項 ⑫　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。
(6) 転換社債型新株予約権付社債 ①　転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 ②　担保の有無について表示することが望ましい。 ③　個別銘柄について広告等を行う場合には、株式の「注目銘柄」等に関する表示（「Ⅱ．株式」「２．セカンダリーにおける広告等等」の(1) ③ イ、ハ、及びニ参照）に準じ、特定の銘柄に偏らないように留意する。 ④　個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 ※ユーロ円建て転換社債型新株予約権付社債（ユーロ円 CB）は平成 25 年 4 月 1 日以降、公募又は売出し以外の方法をもって多数の者に勧誘を行うことはできなくなるため、広告等を作成する場合は必要に応じ当該事項を表示するなどして、投資者への注意を促すことが望ましい。	**６．転換社債型新株予約権付社債** **イ．新発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄（回号） ②　目論見書を提供する場所 ③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利率 ⑤　転換価額 ⑥　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑦　発行価格 ⑧　格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格

	付を表示すること。 ⑨　償還日 ⑩　償還の条件に特約事項が付されている場合は、その内容 ⑪　担保の有無 ⑫　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑬　償還差益の税制についての表示 ⑭　期中償還に関する表示 ⑮　行使請求期間 ⑯　経過利子に関する事項 (3) 留意事項 転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 **ロ．既発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄（回号） ②　利率 ③　転換価額 ④　償還日 ⑤　償還の条件に特約事項が付されている場合は、その内容 ⑥　既発債である旨の表示 ⑦　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　販売価格 ⑤　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑥　格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑦　担保の有無 ⑧　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨　償還差益の税制についての表示 ⑩　期中償還に関する表示 ⑪　行使請求期間

(7) 円建外債（サムライ債） ①　円建てである旨を表示（払込、利息、償還とも円建ての場合）する。 ※払込、利息、償還のいずれかが外貨となる場合は次の（8）を参照のこと。 ②　債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。	⑫　経過利子に関する事項 ⑬　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 ①　商品性格に関する表示 転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 ②　マス媒体を使用した広告等 マス媒体を使用して個別銘柄を推奨するような広告等は行わない。 ③　「注目銘柄」等に関する表示 「注目銘柄」等として紹介し、広告等を行う場合には、株式の「注目銘柄」等に関する表示（Ⅱ．株式　２．(2)③イ、ハ、ニ及びホ参照）に準じ、特定の銘柄に偏らないように留意する。 ④　個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 **７．円建外債（サムライ債）** **イ．新発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　目論見書を提供する場所 ③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利率 ⑤　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑥　発行価格 ⑦　格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑧　償還日 ⑨　カントリーリスク ⑩　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑪　税制に関する表示

	⑫　期中償還に関する表示 ⑬　経過利子に関する事項 ⑭　円建である旨の表示 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 **ロ．既発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　利率 ③　償還日 ④　既発債である旨の表示 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤　販売価格 ⑥　格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑦　カントリーリスク ⑧　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨　税制に関する表示 ⑩　期中償還に関する表示 ⑪　経過利子に関する事項 ⑫　円建である旨の表示 ⑬　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨
(8) 二通貨建債券（デュアル債、逆デュアル債） ①　建て通貨（利金又は償還金の通貨を含む。）を表示する。 ②　利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨を表示する。 ③　債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※特に払込が円貨で、償還が外貨となる場合は為替変動による損失の可能性についてわかりやすく表示すること。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。	**８．外貨建外債（ショーグン債）、二通貨建債券（デュアル債、逆デュアル債）** **イ．新発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　目論見書を提供する場所

	③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④　投資元本割れのおそれがある旨 ⑤　為替リスク (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利率 ⑤　利回り ⑥　利回りが税引前のものである旨（法人向けの広告等の場合を除く。） ⑦　発行価格 ⑧　格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑨　償還日 ⑩　建て通貨（二通貨債券の場合は利金又は償還金の通貨を含む。）の表示 ⑪　利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨の表示 ⑫　カントリーリスク ⑬　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑭　税制に関する表示 ⑮　期中償還に関する表示 ⑯　経過利子に関する事項 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない **ロ．既発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　利率 ③　償還日 ④　既発債である旨の表示 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 ⑥　建て通貨（二通貨債券の場合は利金又は償還金の通貨を含む。）の表示 ⑦　利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨の表示

	⑧　為替リスク (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利回り ⑤　利回りが税引前のものである旨（法人向けの広告等の場合を除く。） ⑥　販売価格 ⑦　格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑧　カントリーリスク ⑨　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑩　税制に関する表示 ⑪　期中償還に関する表示 ⑫　経過利子に関する事項 ⑬　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨
(9) 外国債券 ①　利回りを表示する場合には、外貨ベースの利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記）を表示する。 ※円ベース利回りを表示する場合は、使用した為替の条件等計算根拠を明示する。 ②　債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。	**９．外国債券** **イ．国内において募集又は売出しが行われる債券** (1) 必要表示事項 ①　銘柄（回号） ②　目論見書を提供する場所（作成されている場合） ③　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言（作成されている場合） ④　投資元本割れのおそれがある旨 ⑤　為替リスク （表示例） 「為替変動により円による手取り利回り、売却代金、償還金が変動する。」 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　利率 ⑤　外貨ベース利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記） （注）円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠を明示する。

	⑥　発行価格又は売出価格 ⑦　格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑧　償還日 ⑨　建て通貨の表示 ⑩　カントリーリスク ⑪　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑫　償還差益、為替差益の税制に関する表示 ⑬　本券が外国の保管機関で保管されている旨の表示 ⑭　外国証券取引口座に関する表示 ⑮　経過利子に関する事項 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない **ロ．国内において募集又は売出しが行われた既発債** (1) 必要表示事項 ①　銘柄 ②　利率 ③　償還日 ④　既発債である旨の表示 ⑤　投資元本割れのおそれがある旨 ⑥　建て通貨の表示 ⑦　為替リスク （表示例） 「為替変動により円による手取り利回り、売却代金、償還金が変動する。」 (2) 表示することが望ましい事項 ①　利払日 ②　期間 ③　申込単位 ④　外貨ベースの利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記） （注）円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠を明示する。 ⑤　販売価格 ⑥　格付（格付機関名も明記）

	（注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低２以上の格付を表示すること。 ⑦　カントリーリスク ⑧　換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨　償還差益、為替差益の税制に関する表示 ⑩　本券が外国の保管機関で保管されている旨の表示 ⑪　外国証券取引口座に関する表示 ⑫　経過利子に関する事項 ⑬　自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨
（10）仕組債 ①　商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。 ※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。 ※特にノックイン条項が付されている場合は、ノックインが生じた場合と生じなかった場合の条件の変化について明確に表示する。 ②　初回利率を過度に強調した表示を行わない。 ※ステップダウン債や初回のみ固定利率、２回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。 ③　店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の名称に「元本確保型」の表示は行わない。 ④　仕組債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、償還が建て通貨ベースで 100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。また、一定の条件の下で元本確保となる場合は、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 ⑤　投資勧誘規則第 2 条第 7 号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の考え方及び「注意喚起文書」の参考様式等の送付について」における「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。 ※　平成 22 年 5 月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。 ⑥　中途換金ができない場合や、流動性が著しく乏しい場合は、その旨を明確に表示する。 ※中途換金に際して、別途解約料等が必要な場合は、その旨を併せて表示すること。	（　新設　）
（11）私募債、私売出し債 ①　私募債や私売出し債については、新発債・既発債の表示事項及び留意事項を参考にして、各社に	

おいて対応するものとする。 ② 譲渡制限の内容（適格機関投資家限定、一括転売制限、額面分割制限等）を明確に表示する。 ※ 個別銘柄の少人数向け勧誘について広告等を行う場合には、50 名以上に対する勧誘（募集・売出し）とならないよう留意すること。例えば、ナンバリングを行う、配布対象者を記録する等の工夫を行うことが考えられる。	（ 新設 ）

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
Ⅳ．投資信託及び外国投資信託	**Ⅴ．投資信託及び外国投資信託**
１．販売用資料の作成に当たっての留意事項 **(1) 必要表示事項** 投資信託の広告等を行う場合には、金商法第 13 条第５項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 また、私募の投資信託については、「Ⅳ．投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。	**１．販売用資料の作成に当たっての留意事項** **(1) 必要表示事項** 投資信託の広告等を行う場合には、証取法第１３条第５項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 ただし、①及び②のみを誤りなく表示しているのであれば、この限りでない。 また、私募の投資信託については、当該「Ⅴ．投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。
①　法定記載事項（第１部法令諸規則等の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照） イ　法定記載事項のうち、手数料等については、購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか ・　運用管理費用（信託報酬） ・　信託財産留保額 ・　その他の費用・手数料 を記載する（すべてを含めて手数料等という）。 なお、ファンド・オブ・ファンズの手数料等を記載する場合は、出資対象ファンドに係る手数料等（手数料等の合計額の上限又はその計算方法の概要も可）も記載し、顧客が実質的に負担することとなる費用をわかりやすく表示すること。 ロ　法定記載事項のうち、指標変動による損失については ・　価格変動リスクに関する文言 ・　外貨建て投資信託の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。	（　新設　）
※　価格変動については、当該投資信託の投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。 ※　複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、「ご案内の商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。 ※　通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要と	（　新設　）

なる。 ② 当該投資信託等の名称 ③ 目論見書の入手方法・入手場所 ④ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言 （ 削る ） ⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言 （ 削る ） ⑥ その他購入又は換金に際し、制限がある場合は、その旨	① 当該有価証券の銘柄 ② 目論見書を提供する場所 ③ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言 ④ 「投資信託（外国投資信託）はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本保証はありません。」旨の文言 ⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言 ⑥ 外貨建の場合、又は、外貨建資産を組み入れる場合は、為替リスクに関する事項 （ 新設 ）
(2) 表示することが望ましい事項 ① ファンドの概要 ② 申込みに関する事項 （ 削る ） ③ 償還に関する事項 ④ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等） （ 削る ） ⑤ 税制に関する事項 ⑥ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性	**(2) 表示することが望ましい事項** ① ファンドの概要 ② 申込みに関する事項 ③ 目論見書に記載された投資リスク（市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに関する概要）に関する事項 ④ 償還に関する事項 ⑤ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等） ⑥ 費用に関する事項 ⑦ 税制に関する事項 ⑧ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性
(3) 具体的な留意事項 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。 ① 「目論見書の入手方法・入手場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。 ② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ③ 第三者機関等のレポートの引用等	**(3) 具体的な留意事項** 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。 ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。 ② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。 ③ 第三者機関のレポートの引用等

イ．販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ロ．販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。	イ．販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。 ロ．販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。
④　市場環境等についての評価、分析等の表示 当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。	④　市場環境等についての評価、分析等の表示 当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。
⑤　運用手法等の表示 当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。	⑤　運用手法等の表示 当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。
⑥　運用実績等の表示 イ．直近から過去３年以上（当初設定後３年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後６か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。 ロ．日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建ＭＭＦを含む。）又は分配は行わないが運用内容が同様のものにおいて実績を表示する場合には、直近７日間の年換算利回りを表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、併せて月単位の平均実績を表示することは差し支えない。 ハ．運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。 ニ．外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。 ホ．過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。	⑥　運用実績等の表示 イ．直近から過去３年以上（当初設定後３年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後６か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。 ロ．日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建ＭＭＦを含む。）において実績を表示する場合には、直近７日間の年換算利回りを表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、併せて月単位の平均実績を表示することは差し支えない。 ハ．運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。 ニ．外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。 ホ．過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。
⑦　分配金の表示 イ．分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、	⑦　分配金の表示 イ．分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、

当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。 ※毎月分配型投信の表示については、「⑬毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示」を参照すること。	当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。
ロ．税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。 ハ．分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。	ロ．税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。 ハ．分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。
⑧　運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。	⑧　運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。
⑨　投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称（ニックネーム）が有価証券届出書に記載されている場合には、当該投資信託等の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。	⑨　投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称（ニックネーム）が有価証券届出書に記載されている場合には、当該投資信託等の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。
⑩　元本確保型投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く）の表示 目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く）においては、元本確保の定義や条件を併記する等、元本の安全性について顧客に誤認されることのないよう留意する。	⑩　元本確保型投資信託の表示 目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託においては、元本確保の定義や条件を併記する等、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう留意する。
⑪　店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 投資勧誘規則第２条第８号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について誤認されることのないよう次の点に留意した表示を行う。 ・　投資信託等の名称に「元本確保型」の表示は用いない ・　元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない ・　商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 ・　「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合	（　新設　）

は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の考え方及び「注意喚起文書」の参考様式等の送付について」における「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。 ※平成 22 年 5 月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。	
⑫　レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の表示 投資勧誘規則第 2 条第 9 号に規定するレバレッジ投資信託に関して、協会員において「確認書」を受け入れることとしている場合で、当該「確認書」受け入れのための説明資料として広告等を作成する場合には、顧客に十分な理解を得るために説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の考え方及び『注意喚起文書』の参考様式等の送付について」における「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）を表示する。	（　新設　）
⑬　毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示 毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託に関する表示を行う場合は、平成 23 年 7 月 22 日付日本証券業協会通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」及び平成 23 年 8 月 2 日付 日本証券業協会通知「「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」の趣旨を踏まえ、次の点に留意すること。 イ．毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示 毎月分配型投資信託の分配金に関する説明を表示する場合は、目論見書の分配金に関する記載事項（留意事項）を参考に、顧客に預金の利息と同様のものであるとの誤解を与えないよう、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。 ・分配金は預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること ・分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があること ・受益者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があること ロ．通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示 通貨選択型投資信託の収益の説明を表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。 ・通貨選択型投資信託の運用の仕組み（資金の流れのイメージ） ・運用対象資産の値上がり／値下がり、為替ヘッジプレミアム／コスト、為替差益／差損による	（　新設　）

収益又は損失の関係 ハ．販売手数料に関する表示 毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。	
(4) リスク・リターンの商品分類図の表示 発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は○○○会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示すること。 なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。	(4) リスク・リターンの商品分類図の表示 発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は○○○会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示すること。 なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。
(5) 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、差し支えない。	(5) 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、差し支えない。
２．販売用資料等の使用に当たっての留意事項 **(1) 使用媒体** 販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。	**２．販売用資料の使用に当たっての留意事項** (1) 使用媒体 販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。
(2) 説明会用資料等の使用 投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法により販売用資料とみなされる場合がある。	(2) 説明会用資料等の使用 投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法により販売用資料と見做される場合がある。
(3) 有価証券届出書の提出後の使用 販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。	(3) 有価証券届出書の提出後の使用 販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。
(4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、目論見書又は「必要表示事項」が表示されたものと併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。	(4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、目論見書又は「必要表示事項」が表示されたものと併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。
(5) 毎月分配型・通貨選択型投資信託に関する説明資料の使用 平成 23 年 8 月 2 日付 日本証券業協会通知「「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」で掲示されたリーフレット参考例に記載された内容の範囲で行う表示	

は広告等には該当しないが、他の資料に組み込んで使用する、又は記載内容を追加して使用する場合は広告等となる場合があることに留意する。

Ⅴ. ETF（上場投資信託）、ETN（指標連動証券）及びREIT（上場不動産投資証券）

1．総論

ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）並びにREIT（上場不動産投資証券）の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に金融商品取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）並びにREIT（上場不動産投資証券）の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。

なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）にあっては前記「Ⅳ．投資信託及び外国投資信託」、REIT（上場不動産投資証券）にあっては前記「Ⅱ．株式」に準じて行うものとする。

また、海外に上場しているETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）並びにREIT（上場不動産投資証券）の広告等を行うに当たっては、「Ⅱ．株式」、「Ⅳ．投資信託及び外国投資信託」又は「Ⅴ．ETF（上場投資信託）、ETN（指標連動証券）、REIT（上場不動産投資証券）」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。

（注）ETFには受益証券発行信託を含む。また、ETNは上場投資証券と称されることもある。

2．ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）の表示項目

(1) 必要表示事項

ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）の広告等を作成する場合には、必ず次の項目を表示する。

① 法定記載事項（第1部法令諸規則等の概要 Ⅰ．広告等の定義等（※2）「広告等における表示事項」参照）

法定記載事項のうち、指標変動による損失については

・ 当該ETF又はETN自身の価格変動リスクに関する文言

・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言

を記載する。

※価格変動リスクについては当該ETF又はETN自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましい。

なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の

Ⅵ. ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券

1．総論

ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に証券取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。

なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（株価指数連動型上場投資信託）にあっては、前記「Ⅴ．投資信託及び外国投資信託」、上場不動産投資証券にあっては、前記「Ⅱ．株式」に準じて行うものとする。

また、海外に上場しているETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっては、「Ⅱ．株式」、「Ⅴ．投資信託及び外国投資信託」又は「Ⅵ．ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。

2．ETF（株価指数連動型上場投資信託）の表示項目

(1) 必要表示事項

（ 新設 ）

金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など）を表示することが望ましい。 ※ETF（債券を裏づけ資産とするもの）又はETNの広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましい。	
② 銘柄名（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。） ③ 連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）	① ファンドの名称（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。） ② 連動する株価指数の名称（ファンドの名称により連動する株価指数の名称が明らかな場合は省略可） ③ 「連動する株価指数の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言
（ 削る ）	（ 新設 ）
④ 商品現物型ETFである場合はその旨を表示する。	
(2) 表示することが望ましい事項	**(2) 表示することが望ましい事項**
① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所 ② 投資方針 ③ 連動する指数等の内容 ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等） ⑤ 分配方針	① 上場有価証券市場 ② 投資方針 ③ 連動する株価指数の内容 ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等） ⑤ 分配方針 ⑥ 証券会社の手数料に関する事項
（ 削る ）	
⑥ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等） ⑦ 税制に関する事項	⑦ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等） ⑧ 税制に関する事項
(3) 利回り表示 ETF又はETNの配当利回りを表示する場合は、「Ⅱ．株式　２．セカンダリーにおける広告等（1）②ホ」の留意事項を参考にして表示する。	（ 新設 ）
３．REIT（上場不動産投資証券）の表示項目	**３．上場不動産投資証券の表示項目**
(1) 必要表示事項	**(1) 必要表示事項**
① 法定記載事項（第1部法令規則等の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照） 法定記載事項のうち、指標変動による損失については ・ 価格変動リスクに関する文言 を記載する。 価格変動リスクについては当該REIT自身の価格変動のほか、運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがある旨を表示する。	（ 新設 ）

② 投資法人の名称 ③ 主な投資対象の種類（例：オフィスビル、商業施設 等） （ ①へ移動 ）	① 投資法人の名称 ② 主な投資対象の種類（例：オフィスビル、商業施設 等） ③ 「運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言
(2) 表示することが望ましい事項 ① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所 ② 投資方針 ③ 投資対象の詳細 ④ リスクの詳細 ⑤ ファンドの関係法人（資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等） ⑥ 分配方針 （ 削る ） ⑦ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等） ⑧ 税制に関する事項	**(2) 表示することが望ましい事項** ① 上場有価証券市場 ② 投資方針 ③ 投資対象の詳細 ④ リスクの詳細 ⑤ ファンドの関係法人（資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等） ⑥ 分配方針 ⑦ 証券会社の手数料に関する事項 ⑧ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等） ⑨ 税制に関する事項
４．REIT（上場不動産投資証券）に係る留意事項 **(1) 「注目銘柄」等に関する表示** REITについて、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第８条第１項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、５銘柄以上（株式と併せて５銘柄以上も可）表示するとともに、銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。 (注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも５銘柄以上とする必要はない。 また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には該当しない。ただし、その場合は、「ある一定の客観的事実に基づいて抽出したこと」が分かるよう表示する。	**４．上場不動産投資証券に係る留意事項** **(1) 「注目銘柄」等に関する表示** 上場不動産投資証券について、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第８条第１項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、５銘柄以上（株式と併せて５銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。 (注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも５銘柄以上とする必要はない。 また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。
(2) 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。	**(2) 法人関係情報の有無等の確認** あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。
(3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止 REITの個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。	**(3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止** 上場不動産投資証券の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表

(4) 利回り表示 REIT の配当利回りを表示する場合は、「Ⅱ．株式　２．セカンダリーにおける広告等（1）② ホ」の留意事項を参考にして表示する。	示は行わない。 （　新設　）

平成 23 年 9 月 30 日

別紙１－５

「広告等に関する指針」改訂方針

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
Ⅵ．店頭デリバティブ取引 **１．総論** 個人（特定投資家を除く）に対する店頭デリバティブ取引は、金商法において訪問又は電話をかけることによる不招請勧誘の禁止対象とされている（金商業等府令第 116 条各号に規定する取引を除く）。広告等（DM、ホームページの表示等）の表示を行うにあたっては、不招請勧誘が禁止されている趣旨に鑑み、商品性やリスク特性等について、投資者にとってわかりやすい表示を行うよう努めることとする。 **２．資料作成に当たっての留意事項** **(1)必要表示事項** ①　法定記載事項 なお、法定記載事項（第１部法令諸規則等の概要　Ⅰ．広告等の定義等（※２）「広告等における表示事項」参照）のうち、デリバティブ取引に関する以下の事項については、漏れ無く表示する。 ・　契約に際して顧客が預託すべき委託証拠金 ・　顧客が行うデリバティブ取引の額（取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額）が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項 ✓　当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨 ✓　当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由） ・　損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項 ✓　指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの ✓　上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由 ・　業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨 ②　不招請勧誘禁止に関し、資料の冒頭に「本取引は、金融商品取引法において、個人の投資者（特定投資家を除く）に対して訪問又は電話をかけることによる不招請勧誘の禁止対象とされている。」旨の表示を行う。（法令において不招請勧誘の適用除外とされている取引を除く。） ③　中途換金ができない場合や、流動性が著しく乏しい場合は、その旨を明確に表示する。 ※中途換金に際して、別途解約料等が必要な場合は、その旨を併せて表示すること。 ④　「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「「協会員の投資勧誘、顧客管理	（　新設　）

等に関する規則」の考え方及び「注意喚起文書」の参考様式等の送付について」における「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。 ※平成 22 年 5 月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。	
(2) 留意事項 ① 不招請勧誘禁止の対象取引（金商業等府令第 116 条各号に規定する取引を除く）であることを踏まえ、営業社員が当該広告等を顧客訪問や電話による勧誘時に使用しないよう注意喚起を行うことが望ましい。 ② 当該資料に関する電話でのご質問にはお答えできない場合がある旨を表示することが望ましい。 ③ 取引のスキームの説明は具体的な商品例や数値を用いてわかりやすい表示に努める。	
Ⅶ．店舗の新設・営業の案内等	**Ⅶ．店舗の新設・営業の案内等に関する広告等**
1．営業所の新設に関する表示等 ① 営業開始日までは、当該店舗で営業を行っているかのような表示は行わない。 ② 取扱商品やサービス内容についての記述がない、営業所の新設に関する案内（告知）は広告等には該当しない。	1．営業所の新設に関する広告等 営業開始日までは、当該店舗で営業を行っているかのような表示は行わない。
2．営業案内に関する表示等 ① 売買高、資本の額、純財産額、自己資本規制比率等について、客観的な根拠がなく、自社の優位性を強調する表示は行わない。 ② 他の協会員及びその取扱商品を誹謗する表示は行わない。 ③ 来店誘致を目的として、ポケットティッシュや携帯用時刻表などに、会社名・支店名・連絡先に加えて「株式・国債・公社債・投資信託」等の商品種類の名称のみが記載されたものや、「個人向け国債は〇〇証券△△支店へ」等のいわゆるキャッチフレーズ的な文言に留まるものについては広告等には該当しないと考えられる。	2．営業案内に関する広告等 (1) 基本的事項 ① 売買高、資本の額、純財産額、自己資本規制比率等について、客観的な根拠がなく、自社の優位性を強調する表示は行わない。 ② 他の協会員及びその取扱商品を誹謗する表示は行わない。
3．セミナーに関する表示等 ① セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為は広告等には該当しない。 ※セミナーの内容に関する表示において個別商品や取引に関する説明を記載した場合は、広告等となるので注意が必要となる。	（ 新設 ）

② 広告等に該当するしないにかかわらず、金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む。）を行う場合には、「金融商品取引を誘引する目的がある旨」の表示を明確に表示する必要がある。	
４．会社説明会に関する表示等 ① 発行会社がＩＲ活動（発行会社が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を提供する活動）の一環として行おうとする会社説明会を、協会員が協賛などの形で行うことについては、その開催をする旨の表示を行うことは広告等には該当しない。 ※平成 12 年 9 月 4 日付 日本証券業協会通知『発行会社が主催する「会社説明会」への協力及び同「会社説明会」と証券会社が主催する「投資セミナー」との同日開催について』に留意する。	**３．会社説明会に関する広告等** ① 発行会社がＩＲ活動（発行会社が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を提供する活動）の一環として行おうとする会社説明会を、協会員が協賛などの形で行うことについては、その開催をする旨の表示を行うことは可
（ 削る ）② 協会員が主催する一般投資家向けの個別企業の会社説明会についての表示は、特定銘柄の推奨とみなされる可能性が高い広告等となるので、その開催をする旨の表示は行わない。 ※なお、投資セミナーにおいて、参加者に対し「このセクターの有望銘柄は、○○機械、××電子、・・・などがあります。」など、有望銘柄をピックアップして、銘柄名を言うことまでを妨げている訳ではない。	② 協会員が主催する機関投資家やアナリスト向けの個別企業の会社説明会については、その開催をする旨の表示を行うことは可 ③ 協会員が主催する一般投資家向けの個別企業の会社説明会については、特定銘柄の推奨となるので、その開催をする旨の表示を行うことは不可 （注１）①については、別添『発行会社が主催する「会社説明会」への協力及び同「会社説明会」と証券会社が主催する「投資セミナー」との同日開催について』に留意する。 （注２）③については、例えば、投資セミナーにおいて、参加者に対し「このセクターの有望銘柄は、○○機械、××電子、・・・などがあります。」など、有望銘柄をピックアップして、銘柄名を言うことまでを妨げている訳ではない。
（ 削る ）	**参　　考** **広告等に関する指針** **（平成１６年４月） 抜粋**
（ 削る ）	※ 旧証券取引法１３条第６項に規定されていた「墓石広告」については、特に墓石広告として、規定する必要がなくなったことから、現在の証券取引法上の「目論見書以外のその他の資料」として規定されております。

Ⅱ．墓石広告

１．法定表示項目

墓石広告の表示項目は、証取法第１３条第６項に定められているが、墓石広告は、募集又は売出しが行われる有価証券に係る目論見書の提供場所を投資家に知らしめるために行うものであり、この趣旨から逸脱していない事項、又は、投資者保護上必要と思われる事項であれば、客観的な表現で表示することは問題ないとされている。

［証取法第 13 条第 6 項に規定する表示項目］

①　有価証券の銘柄
②　募集・売出しされる有価証券の価格・数
③　引受人の名称
④　募集・売出しの取扱いをする者の名称
⑤　目論見書を提供する場所
⑥　定款に記載された会社の目的

２．必要表示項目

上記１．の全ての項目を表示する必要はないが、投資者に目論見書の提供場所を知らしめるために必要な情報として次の項目は必ず表示する必要がある。

①　当該有価証券の名称
②　目論見書を提供する場所

３．表示することが望ましい事項

上記１．の法定表示項目の他、表示することが望ましい事項は、次のとおりである。また、「墓石広告」に為替リスク等の各種リスクや一般投資者にとってあまり馴染みのない有価証券の用語等の説明をする際には、例えば、為替のメリットを強調する一方で、為替リスクの表示が目立たない等、メリット・デメリットの表示にバランスを欠くことのないようにする必要がある。

［表示することが望ましい事項］

①　「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言
②　「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言
③　「当該債券の売却時の時価又は市場価格により、投資元本割れが生じる可能性があります。」旨の文言

また、償還金額が変動する債券にあっては、「償還金額の変動により、投資元本割れが生じる可能性がある。」旨の文言

④　「投資信託(外国投資信託)はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本保証はありません。」旨の文言
⑤　外貨建有価証券の場合、又は、投資信託について外貨建資産を組み入れる場合は、為替リスク

に係る事項

⑥　外国証券の場合、外国証券取引口座等の必要性

⑦　申込みに関する事項、途中売却に関する事項、債券の利率・償還に関する事項、解約（買取り）に関する事項、税制に関する事項

４．具体的な留意事項

①　募集・売出しされる有価証券の価額・数

「募集（売出）数」、「募集（売出）価額の総額」、「募集（売出）価額」を表示する。

②　募集・売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提供する場所

イ．募集・売出しの取扱いをする者、目論見書を提供する者の会社名、電話番号等を表示する。また、これらの会社の沿革等を表示することができる。

ロ．募集・売出しの取扱いをする者、目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することも差し支えない。

なお、「目論見書は、○○○会社まで」、「問い合わせ先は、○○○会社まで」のように表示することもできる。

③　債券、投資信託（外国投資信託）の名称等

当該債券、当該投資信託（外国投資信託）の名称を表示する。なお、当該債券、当該投資信託（外国投資信託）の名称に併せて有価証券届出書に記載されている当該債券、当該投資信託（外国投資信託）の愛称（ニックネーム）を表示することもできる。

④　投資信託（外国投資信託）の目的

有価証券届出書に記載されている「ファンドの目的及び基本的性格」のほか、次の項目等については平易な表現を用いて表示することができる。

イ．投資の基本方針

ロ．投資対象

ハ．分配方針

５．キャッチ・コピー

キャッチ・コピーを表示する場合は、当該有価証券の特質の一部を誇張する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いないこと。

６．その他の表示項目

有価証券届出書の「第 1 部　証券情報」に記載されている事項（申込証拠金、払込期日等）について、墓石広告の趣旨に逸脱していない範囲で投資者保護上必要と思われる事項を表示することができる。

７．景品類の提供についての広告等

①　景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。以下同じ。）を債券及び投資信託（外国投資信託）の

	「墓石広告」に併記することは、当該債券の発行体の企業情報の判断や当該投資信託（外国投資信託）の投資判断に影響を与えないものであれば、差し支えない。 ② 株式、新株予約権付社債、上場不動産投資証券の「墓石広告」には、景品類の提供の広告は行なわない。 **８．格付又は評価機関等からの評価** 格付又は評価機関等からの評価は、表示しないこと。 **９．運用成績・利回り** 当該有価証券の過去の運用実績・利回りは、表示しないこと。 **10．使用媒体等** 墓石広告が使用できる媒体については制約が設けられていない。したがって、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広告等を行うこともできる。また、自社の取扱い商品の墓石広告を一つにまとめた資料を作成・使用することができる。

「広告等に関する指針」改訂方針

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
付　　録 景品類の提供に関する 留意事項 （削除）	付　　録　Ⅰ 景品類の提供に関する 留意事項 景品類の提供に関する留意事項
1．景品類の定義 **（1）景品表示法における定義** 「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）では、景品類を「顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、内閣総理大臣が指定するものをいう。」と定義している。	**1．景品類の定義** **（1）景品表示法における定義** 「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）では、景品類を「顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、公正取引委員会が指定するものをいう。」と定義している。
（2）「顧客を誘引するための手段として」について ①　顧客誘引性の有無は、提供者の主観的意図やその企画の名目のいかんを問わず、客観的に顧客誘引のための手段になっているかどうかによって判断される。 したがって、例えば、親ぼく、儀礼、謝恩等のため又は自己の商品に関する市場調査のアンケート用紙の回収促進のための金品の提供であっても、「顧客を誘引するための手段として」の提供と認められることがある。 ②　新たな顧客の誘引に限らず、取引の継続又は取引量の増大を誘引するための手段も、「顧客を誘引するための手段」に含まれる。 ※景品表示法における「顧客」とは、商品又は役務の取引の相手方となる可能性のある者をいう。よって、金商法上の特定投資家のみを対象として景品類を提供する場合であっても、「顧客を誘引するための手段」と認められる場合には、景品表示法の適用を受ける。	**（2）「顧客を誘引するための手段として」について** ①　顧客誘引性の有無は、提供者の主観的意図やその企画の名目のいかんを問わず、客観的に顧客誘引のための手段になっているかどうかによって判断される。 したがって、例えば、親睦、儀礼、謝恩等のため又は自己の商品に関する市場調査のアンケート用紙の回収促進のための金品の提供であっても、「顧客を誘引するための手段として」の提供と認められることがある。 ②　新たな顧客の誘引に限らず、取引の継続又は取引量の増大を誘引するための手段も、「顧客を誘引するための手段」に含まれる。
（3）「取引に附随して」について ①　取引を条件として経済上の利益を提供する場合は、「取引に附随」する提供に当たる。ここでいう「取引」とは、有価証券の売買取引その他の取引等に限らず、顧客との間のあらゆる取引が含まれる。 また、「取引」は新規・既存のいずれかを問わないことから、新たに取引を行うことを条件とする場合はもちろん、既に取引を行っている者を対象とする場合も「取引を条件とする」に該当する。	**（3）「取引に附随して」について** ①　取引を条件として経済上の利益を提供する場合は、「取引に附随」する提供に当たる。ここでいう「取引」とは、有価証券の売買取引その他の取引等に限らず、顧客との間のあらゆる取引が含まれる。 また、「取引」は新規・既存のいずれかを問わないことから、新たに取引を行うことを条件とする場合はもちろん、既に取引を行っている者を対象とする場合も「取引を条件とする」に該当する。

② 協会員の場合には、来店を条件としただけで、すなわち顧客が店舗内に入っただけで「取引附随性」が発生する。 例えば、店舗内で配付するものは、店舗内に備え置いて持ち帰り自由とするものも含まれ、「取引に附随」する提供に該当する。また、他の事業者が行う経済上の利益の提供の企画であっても、自己が当該他の事業者に対して協賛、後援等の特定の協力関係にあって共同して経済上の利益を提供していると認められる場合又は他の事業者をして経済上の利益を提供させていると認められる場合もこれに該当するので、会社説明会等で配布される景品等に関しても留意が必要となる。	② 協会員の場合には、来店を条件としただけで、すなわち顧客が店舗内に入っただけで「取引附随性」が発生する。 例えば、店舗内で配付するものは、店舗内に備え置いて持ち帰り自由とするものも含まれ、「取引に附随」する提供に該当する。
③ 取引附随性が発生するか否かは、提供者の主観的意図ではなく、提供を受ける相手方が一般的にそのように感じるか否かによって判断される。	③ 取引附随性が発生するか否かは、提供者の主観的意図ではなく、提供を受ける相手方が一般的にそのように感じるか否かによって判断される。
２．景品類の提供 **(1)「総付景品」と「一般懸賞」** 景品表示法その他関係告示等では、事業者が景品類の提供を行う場合について、正常な商慣習の範囲内において、懸賞（くじ等）によらず、「取引に附随」して顧客全員に対して提供する場合を「総付景品」と、また、「取引に附随」して、懸賞により、一定の条件を満たした者に限定して提供する場合（つまり「懸賞」により景品類の提供の相手方又は景品類の価額を定める場合）を「一般懸賞」と定義している。 なお、「取引に附随」しないで景品類の提供を行う方法としては、いわゆる「オープン懸賞」がある。 これらを図示すると、以下のとおりである。	**２．景品類の提供** **(1)「総付景品」と「一般懸賞」** 景品表示法その他関係告示等では、事業者が景品類の提供を行う場合について、正常な商慣習の範囲内において、懸賞（くじ等）によらず、「取引に附随」して顧客全員に対して提供する場合を「総付景品」と、また、「取引に附随」して、懸賞により、一定の条件を満たした者に限定して提供する場合（つまり「懸賞」により景品類の提供の相手方又は景品類の価額を定める場合）を「一般懸賞」と定義している。 この他に、「取引に附随」しないで景品類の提供を行う方法として、景品表示法ではなく独占禁止法に基づく公正取引委員会の告示において制限を受ける「オープン懸賞」がある。 これらを図示すると、以下のとおりである。
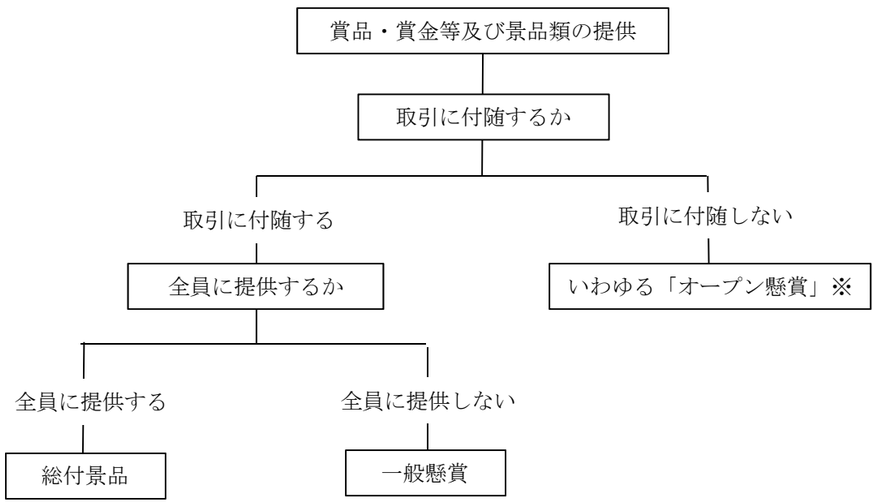	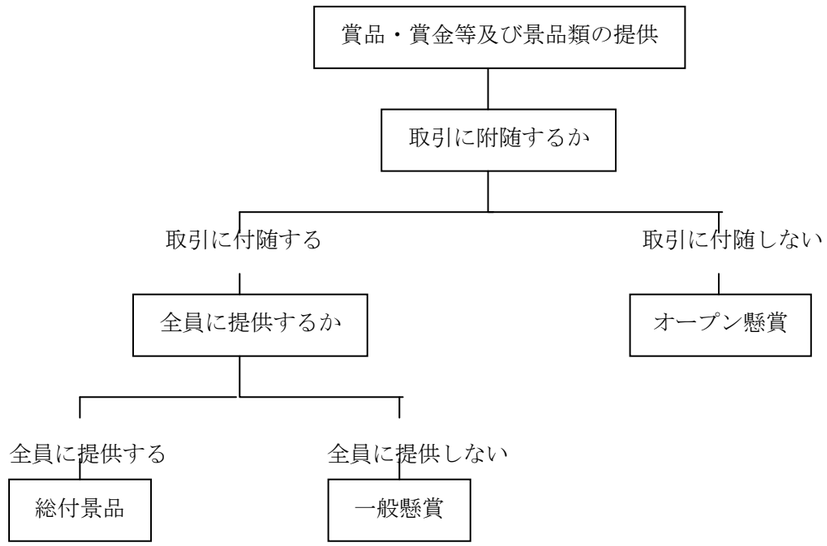
※いわゆる「オープン懸賞」については、平成 18 年 4 月に規制が撤廃されたため、現在では、景品表示法の景品規制は適用されない。	

(2) 総付景品 ① 総付景品の定義 総付景品とは、正常な商慣習の範囲内において、懸賞によらず、「取引に附随」して顧客全員に対し景品類を提供することをいう。例えば、 イ．来店又は取引をした者全員に景品類を提供する場合 ロ．来店又は申込みの先着順に景品類を提供する場合 などが該当する。 ② 総付景品により提供できる景品類の価額の制限 総付景品により提供できる景品類の価額の上限は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和５２年公正取引委員会告示第５号、平成１９年改正）第１項において、以下のとおり制限を受ける。 イ．景品類の提供に係る取引の価額が 1,000 円未満の場合　200 円 ロ．景品類の提供に係る取引の価額が 1,000 円以上の場合　取引価額の 10 分の 2 なお、総付景品により提供する景品の総額の制限は設けられていない。 ③ 総付景品に該当しない場合 総付景品により顧客に対して提供する景品類は、原則として、上記の範囲内で行うこととなっているが、上記告示の第２項では、例外規定として、次の場合であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるものについては、上記の制限を行わないとしている。 イ．商品の販売若しくは使用のため又は役務の提供のため必要な物品又はサービス ロ．見本その他宣伝用の物品又はサービス ハ．自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票 ニ．開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービス	**(2) 総付景品** ① 総付景品の定義 総付景品とは、正常な商慣習の範囲内において、懸賞によらず、「取引に附随」して顧客全員に対し景品類を提供することをいう。例えば、 (ｲ) 来店又は取引をした者全員に景品類を提供する場合 (ﾛ) 来店又は申込みの先着順に景品類を提供する場合 などが該当する。 ② 総付景品により提供できる景品類の価額の制限 総付景品により提供できる景品類の価額の上限は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和５２年公正取引委員会告示第５号）第１項において、以下のとおり制限を受ける。 (ｲ) 景品類の提供に係る取引の価額が 1,000 円未満の場合　100 円 (ﾛ) 景品類の提供に係る取引の価額が 1,000 円以上の場合　取引価額の 10 分の 1 なお、総付景品により提供する景品の総額の制限は設けられていない。 ③ 総付景品に該当しない場合 総付景品により顧客に対して提供する景品類は、原則として、上記の範囲内で行うこととなっているが、上記告示の第２項では、例外規定として、次の場合であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるものについては、上記の制限を行わないとしている。 (ｲ) 商品の販売若しくは使用のため又は役務の提供のため必要な物品又はサービス (ﾛ) 見本その他宣伝用の物品又はサービス (ﾊ) 自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票 (ﾆ) 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービス
(3) 一般懸賞 ① 一般懸賞の定義 「取引に附随」して、懸賞により、一定の条件を満たした者に限定して提供する場合（つまり「懸賞」により景品類の提供の相手方又は景品類の価額を定める場合）をいう。 ここでいう「懸賞」とは、くじその他偶然性を利用して定める方法及び特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法とがある。 なお、偶然性を利用して定める方法には、来店又は申込みの先着順は含まれない（「総付景品」に含まれる。）。 ② 一般懸賞により提供できる景品類の価額の制限 一般懸賞により提供できる景品類の価額の上限は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和５２年公正取引委員会告示第３号）第２項において、以下のとおり制限を受ける。	**(3) 一般懸賞** ① 一般懸賞の定義 「取引に附随」して、懸賞により、一定の条件を満たした者に限定して提供する場合（つまり「懸賞」により景品類の提供の相手方又は景品類の価額を定める場合）をいう。 ここでいう「懸賞」とは、くじその他偶然性を利用して定める方法及び特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法とがある。 なお、偶然性を利用して定める方法には、来店又は申込みの先着順は含まれない（「総付景品」に含まれる。）。 ② 一般懸賞により提供できる景品類の価額の制限 一般懸賞により提供できる景品類の価額の上限は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和５２年公正取引委員会告示第３号）第２項において、以下のとおり制限を受ける。

イ．懸賞に係る取引の価額が 5,000 円未満の場合　　取引価額の 20 倍 ロ．懸賞に係る取引の価額が 5,000 円以上の場合　　10 万円 また、懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予想総額の 100 分の２を超えてはならないとされている。 なお、前記にかかわらず、一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合等には、景品類の総額は予定総額の 100 分の３を超えない額、最高額は 30 万円を超えない額とすることができる。	(ｲ)　懸賞に係る取引の価額が 5,000 円未満の場合　　取引価額の 20 倍 (ﾛ)　懸賞に係る取引の価額が 5,000 円以上の場合　　10 万円 また、懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予想総額の 100 分の２を超えてはならないとされている。
３．取引価額の算定基準について 景品表示法及び関係告示では、総付景品及び一般懸賞により提供する景品類の価額については、景品を提供する取引の「取引価額」に応じて提供できる額に差を設けている。 金融商品取引業における「取引価額」は、対象となる取引の違いに応じて、次のとおりとなる。 なお、ここでいう取引とは、売買取引に限らず、保護預りなどの付随業務において、その対価を受け取る場合も含む。 (1) 委託取引以外の取引に係る取引価額は、すべて受渡代金とする。 （例）①　募集又は売出しによる株式、債券又は投資信託（ＭＲＦを含む。）の取引 ②　既発債券の相対取引 (2) 株式、債券等の委託取引に係る取引価額は、委託手数料とする。 （注）委託取引又は委託取引以外のいずれにおいても、各種口座管理料を受渡代金又は委託手数料に加えて取引価額とすることができる。	**３．取引価額の算定基準について** 景品表示法及び関係告示では、総付景品及び一般懸賞により提供する景品類の価額については、景品を提供する取引の「取引価額」に応じて提供できる額に差を設けている。 証券業における「取引価額」は、対象となる取引の違いに応じて、次のとおりとなる。 なお、ここでいう取引とは、売買取引に限らず、保護預りなどの付随業務において、その対価を受け取る場合も含む。 (1) 委託取引以外の取引に係る取引価額は、すべて受渡代金とする。 （例）①　募集又は売出しによる株式、債券又は投資信託（ＭＲＦを含む。）の取引 ②　既発債券の相対取引 (2) 株式、債券等の委託取引に係る取引価額は、委託手数料とする。 （注）委託取引又は委託取引以外のいずれにおいても、各種口座管理料を受渡代金又は委託手数料に加えて取引価額とすることができる。
４．景品類の提供に関する広告等について **(1) 媒体、期間** 景品類を提供する旨の広告等は、原則として、媒体、期間を問わず自由にできる。 **(2) 取引等を条件として景品類を提供する場合について** ①　景品類を提供する旨の広告等は、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の対象となる。したがって、一定の種類・金額・回数の取引を条件とする場合又は一定の期間を経過した後でなければ提供しない等景品類の提供に条件を付す場合には、その条件をすべて明瞭に表示しなければならない。また、条件となる商品や取引の性格についても同規則及び本指針等に基づき適正に表示しなければならない。 ②　広告スペース等の事情により条件を表示できない場合には、「詳しくは店頭で」等と表示し、店頭にすべての条件を明瞭に表示したポスターを掲出することにより条件の表示に代えることができる。 ただし、一定の取引が条件となっているにもかかわらず、「お取引をいただいた方に差し上げます。詳しくは店頭で」と表示した場合は、いかなる取引（金額）であっても景品類を提供すると誤認され、不当表示となるおそれがある。	**４．景品類の提供に関する広告等について** **(1) 媒体、期間** 景品類を提供する旨の広告等は、原則として、媒体、期間を問わず自由にできる。 **(2) 取引等を条件として景品類を提供する場合について** ①　景品類を提供する旨の広告等は、「広告等及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第７号）の対象となる。したがって、一定の種類・金額・回数の取引を条件とする場合又は一定の期間を経過した後でなければ提供しない等景品類の提供に条件を付す場合には、その条件をすべて明瞭に表示しなければならない。また、条件となる商品や取引の性格についても同規則及び本指針等に基づき適正に表示しなければならない。 ②　広告スペース等の事情により条件を表示できない場合には、「詳しくは店頭で」等と表示し、店頭にすべての条件を明瞭に表示したポスターを掲出することにより条件の表示に代えることができる。 ただし、一定の取引が条件となっているにもかかわらず、「お取引をいただいた方に差し上げます。詳しくは店頭で」と表示した場合は、いかなる取引（金額）であっても景品類を提供すると誤認され、不当表示となるおそれがある。

(3) 提供する景品類を特定する場合について 提供する景品類を名称、写真等によって特定する場合であって、その個数に限りがあり、代替品を用意しないときは「数に限りがある」等と表示し、代替品を用意するときは「品切れの場合は他の景品をもって代えていただく場合があります。」等と表示することが望ましい。	**(3) 提供する景品類を特定する場合について** 提供する景品類を名称、写真等によって特定する場合であって、その個数に限りがあり、代替品を用意しないときは「数に限りがある」等と表示し、代替品を用意するときは「品切れの場合は他の景品をもって代えていただく場合があります。」等と表示することが望ましい。
(4) 先着順に提供する場合について ① 来店又は申込みの先着順によって提供することは一般懸賞とはならないため、「来店（又は取引）をした方先着○名に提供する」といった広告等を行うこともできる。 ② 郵送による申込みの先着順とする場合は、結果的に一般懸賞となる場合があるので注意する必要がある。 例えば、郵送により取引を申し込んだ者先着 1,000 名に提供するという企画の場合、同日に 1,200 通の申込みが到着すれば先着順位を確定することができないので、結果的に抽選（一般懸賞）となる。ただし、この場合においても、景品類の数を当初予定より増やし、同日到着分にすべて景品類を提供すれば、総付景品となる。	**(4) 先着順に提供する場合について** ① 来店又は申込みの先着順によって提供することは一般懸賞とはならないため、「来店（又は取引）をした方先着○名に提供する」といった広告等を行うこともできる。 ② 郵送による申込みの先着順とする場合は、結果的に一般懸賞となる場合があるので注意する必要がある。 例えば、郵送により取引を申し込んだ者先着 1,000 名に提供するという企画の場合、同日に 1,200 通の申込みが到着すれば先着順位を確定することができないので、結果的に抽選（一般懸賞）となる。ただし、この場合においても、景品類の数を当初予定より増やし、同日到着分にすべて景品類を提供すれば、総付景品となる。
(5) 粗品進呈券等 粗品進呈券等をチラシ等に印刷し、これを持参した者に景品類を提供する旨の広告等も上記に準じて行うことができる。ただし、これを新聞（折り込みチラシを含む。）又は雑誌に掲載する場合は「クーポン広告」になるため、新聞業又は雑誌業の公正競争規約の定めるところによる必要がある。	**(5) 粗品進呈券等** 粗品進呈券等をチラシ等に印刷し、これを持参した者に景品類を提供する旨の広告等も上記に準じて行うことができる。ただし、これを新聞（折り込みチラシを含む。）又は雑誌に掲載する場合は「クーポン広告」になるため、新聞業又は雑誌業の公正競争規約の定めるところによる必要がある。
５．キャッシュバックについて いわゆるキャッシュバックとは、支払った代金の割戻しを行うことを指し、取引通念上妥当と認められる基準に従って行われる場合は、値引と認められる経済上の利益に該当し，景品規制の適用対象とはならない。 例えば、期間を定めて口座開設を行った場合に口座管理料の一部を返金するようなケースがこれに該当し、この場合は景品規制の適用対象とはならない。ただし、懸賞によりキャッシュバックを行う場合や、割り戻した金銭の使途を制限する場合、あるいは同一の企画において景品類の提供を併せて行う場合には景品規制の対象となる。 したがって、キャッシュバックに関する表示を行う場合は、次の点への留意が必要と考えられる。 ・「キャッシュバック」という表示は適当か（景品として行うのであれば、「現金（図書カード等）プレゼント)」等の表示とする） ※キャッシュバックは支払った代金の割戻しであるので、取引代金を上回る金額の提供はありえないことに留意が必要 ・景品規制の対象となる場合、特に同一の企画において景品類の提供を併せて行う場合には、景品類の価額の制限に注意する	（新設）

6．株式等の景品類の提供の禁止 特定かつ少数の銘柄について景品類を提供することは、強い誘引効果を持つと考えられることから、価格形成に与える影響は大きくなることが予想され、既に流通市場において売買されているエクイティもの（株式、新株予約権付社債等）及び上場不動産投資証券については、時価発行公募増資等の募集又は売出しの場合を除き、特定の銘柄の取引と関連させた景品類等の提供を行うべきでないと考えられる。	**5．株式等の景品類の提供の禁止** 特定かつ少数の銘柄について景品類を提供することは、強い誘引効果を持つと考えられることから、価格形成に与える影響は大きくなることが予想され、既に流通市場において売買されているエクイティもの（株式、新株予約権付社債等）及び上場不動産投資証券については、時価発行公募増資等の募集又は売出しの場合を除き、特定の銘柄の取引と関連させた景品類等の提供を行うべきでないと考えられる。
7．金商法上の禁止行為 金商法において禁止されている「損失補てん」、「特別の利益提供」及び「虚偽又は誤解を生ぜしめる表示」等の禁止行為に該当する又は該当するおそれのある景品類の提供を行ってはならない。	**6．証取法上の禁止行為** 証取法において禁止されている「損失補てん」、「特別の利益提供」及び「虚偽又は誤解を生ぜしめる表示」等の禁止行為に該当する又は該当するおそれのある景品類の提供を行ってはならない。
8．その他 景品類の提供を行うに当たっては、上記の事項のほか、金商法、景品表示法及び公正取引委員会（平成 21 年 9 月以降は消費者庁所管）の告示その他の関係法令等及び本協会の「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等を遵守して行う必要がある。	**7．その他** 景品類の提供を行うに当たっては、上記の事項のほか、証取法、景品表示法及び公正取引委員会の告示その他の関係法令等並びに本協会の「広告等及び景品類の提供に関する規則」及び「懸賞広告等に関するガイドブック」等を遵守して行う必要がある。